

第三十四回国会 商工委員会 會議録 第三十一号

昭和三十五年四月十三日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君 理事小川 平二君

理事南 好雄君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君

江崎 真澄君 岡本 茂君

鹿野 彦吉君 始関 伊平君

關谷 勝利君 田中 第一君

田中 龍夫君 野田 武夫君

濱田 正信君 細田 義安君

板川 正吾君 東海林 稔君

北條 秀一君

出席政府委員

法制局参事官 山内 一夫君

(第一部長)

総理事務官 坂根 哲夫君

(公正取引委員 会事務局局長)

通商産業政務次 官 内田 常雄君

特許庁長官 井上 尙一君

委員外の出席者

議員 大貫 大八君

議員 北條 秀一君

運輸事務局 黒住 忠行君

(自動車局総務 課長)

運輸事務局 梶本 保邦君

(自動車局業務 部長)

専門員 越田 清七君

本日の會議に付した案件

小規模事業者に対する金融特別措置 法案(大貫大八君外九名提出、衆法 第六号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を 改正する法律案(大貫大八君外九名 提出、衆法第七号)

百貨店法の一部を改正する法律案 (大貫大八君外九名提出、衆法第八 号)

中小企業の産業分野の確保に関する 法律案(大貫大八君外九名提出、衆 法第一〇号)

小売商業調整特別措置法の一部を改 正する法律案(大貫大八君外九名提 出、衆法第一一號)

官公需の中小企業に対する発注の確 保に関する法律案(大貫大八君外九 名提出、衆法第一二號)

中小企業団体の組織に関する法律の 一部を改正する法律案(大貫大八君 外九名提出、衆法第一三號)

弁理士法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九四号)(参議院送付)

私的独占禁止及び公正取引に関する 件

○中村委員長 これより會議を開きま す。

大貫大八君外九名提出の小規模事業 者に対する金融特別措置法案、下請代 金支払遅延等防止法の一部を改正する 法律案、百貨店法の一部を改正する法 律案、中小企業の産業分野の確保に関 する法律案、小売商業調整特別措置法 の一部を改正する法律案、官公需の中 小企業に対する発注の確保に関する法 律案、中小企業団体の組織に関する法 律の一部を改正する法律案、以上七法

案を一括して議題とし、審査に入りま す。

小規模事業者に対する金融特別措 置法案

小規模事業者に対する金融特別措 置法案

(目的)

第一条 この法律は、小規模事業者 に対する事業資金及び合理化資金 の融通を円滑にする措置を講じ、 もつてその経営の安定と経済的地 位の向上を図ることを目的とす る。

(定義)

第二条 この法律において「小規模 事業者」とは、主として自己の勤労 によつて、商業、工業、鉱業、運 送業、サービス業その他の事業を 行なう事業者であつて、常時使用 する従業員の数が五人(商業又は サービス業を主たる事業とする事 業者については二人)をこえない もの並びに事業協同小組合及びそ の組合員をいう。

(事業資金の貸付け)

第三条 商工組合中央金庫及び中小 企業金融公庫は、それぞれその一 事業年度における小規模事業者に 対する貸付額がその事業年度にお ける貸付総額に対し次に掲げる割 合を下らないようその業務を行な わなければならない。

一 商工組合中央金庫 百分の二十五

二 中小企業金融公庫 百分の二十五

(合理化資金の貸付け)

第四条 都道府県は、中小企業振興 資金助成法(昭和三十一年法律第 百十五号)第三条第一項に規定す る貸付けを行なう場合において は、その一會計年度における小規 模事業者に対する貸付額がその會 計年度における貸付総額に対し百 分の二十五を下らないようにその 事業を行なわなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行 する。

2 この法律施行の日の属する事業 年度又は會計年度における第三条 及び第四条の規定の適用について は、小規模事業者に対する貸付額 の貸付総額に対する割合は、これ らの規定にかかわらず、政令で定 める。

理由

小規模事業者の経営の安定と経済 的地位の向上のために、小規模事業 者に対する金融の円滑化並びに融資 資金の確保に関する規定を整備する 必要がある。これが、この法律案を 提出する理由である。

下請代金支払遅延等防止法の一部 を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一 部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和 三十一年法律第二十号)の一部を 次のように改正する。

第三条中「及び下請代金の額」を 「、給付の提供の時期、給付の受領 の時期、返品の条件並びに下請代金 の額、支払時期及び支払手段」に改 め、同条の次に次の一条を加える。

(受領及び支払の時期)

第三条の二 親事業者が下請事業者 に対し製造委託又は修理委託をす る場合において、その給付の受領 の時期は、下請事業者が親事業者 に対し給付の提供をした日の翌日 から起算して十五日(以下「法定受 領期間」という。)をこえてこれを定 めることができない。この場合に おいて、給付の内容の全部又は一 部が契約に違反する場合に下請事 業者が当該契約の内容に従ひ給付 の内容を是正して給付することが できることとなつてゐるときは、 給付の受領の時期は、当該是正し た給付の提供をした日の翌日から 起算するものとする。

2 親事業者が下請事業者に対し製 造委託又は修理委託をする場合に おいて、その下請代金の支払時期 は、前項の規定により給付の受領 の時期として定められた日の翌日 から起算して六十日(以下「法定支払 期間」という。)をこえてこれを定め ることができない。

3 給付の受領の時期若しくは下請 代金の支払時期を定めず、又は前

二項の規定に違反して定めた場合は、これらの時期は、それぞれ法定受領期間満了の日又は法定支払期間満了の日と定めたものとみなす。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、前条第一項又は第三項の時期を経過した後、下請事業者の給付を受領しないこと。

二 下請事業者が給付の提供をし、かつ、前条第二項又は第三項の支払時期を経過した後、その給付に対する下請代金を支払わないこと。

第四条の次に次の四条を加える。

(遅延利息)

第四条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が第三条の二第二項又は第三項の規定により定められた下請代金の支払時期までに下請代金を支払わない場合において、当該親事業者は、当該下請事業者に対し、支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会が決定する利率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(損害賠償)

第四条の三 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が当該給付を受領することなく第三条の二第一項又は第三項の規定により定められた給付の受領の時期を経過したときは、当該親事業者は、その

受領しなかつたことによつて下請事業者が受けた損害を賠償する責に任ずる。

(下請代金の額)

第四条の四 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合は、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の単価として自ら製造し又は修理する場合の単価の百分の八十よりも低い額を定めてはならない。

(発注の継続)

第四条の五 親事業者は、やむを得ない理由がある場合は、製造委託又は修理委託をして下請事業者に対し、過去三年間に当該下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした発注総量の三年間の平均の百分の八十の割合を下らない量の製造委託又は修理委託を継続して行なわせるよう努めなければならない。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の一条を加える。

(罰則)

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

理 由

下請契約の増加に伴い、契約書の記載事項の整備、給付受領並びに下請代金支払の時期の明確化、親事業者として当然に遵守すべき下請代金並びに下請発注量の基準の決定等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

百貨店法の一部を改正する法律案

百貨店法の一部を改正する法律案

百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条中「(物品加工修理業を含む。)」を「(物品加工修理業、飲食店営業及び喫茶店営業を含む。以下同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の同一の店舗の床面積については、物品販売業を営む者がその者の店舗の存する建物の一部を物品販売業を営む他の者に貸し付ける場合においては、当該貸し付ける建物の一部の床面積を当該建物の一部を貸し付ける物品販売業を営む者の店舗の床面積とみなして合算するものとする。

第五条中第三項の次に次の一項を加える。

4 通商産業大臣は、百貨店業の店舗が鉄道又は軌道の用地内に存することとなる場合においては、第三条の許可をしてはならない。

第六條の次に次の三條を加える。

(小売業者に対する支配の制限)

第六條の二 百貨店業者は、百貨店業者以外の小売業者に対し資本的若しくは人的関係において支配力を及ぼしてはならない。百貨店業者と直接的な間接的な関係を問はず資本的若しくは人的に連携している者(以下「百貨店業者の連携者」という。))も同様とする。

2 前項の資本的若しくは人的関係において支配力を及ぼす行為及び百貨店業者の連携者の範囲は、公正取引委員会がこれを指定する。

(排除措置)

第六條の三 前條第一項又は第七條の三第二項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該百貨店業者又は百貨店業者の連携者に対し、当該行為の差止め、株式の全部又は一部の処分、会社の役員の辞任その他当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

(私的独占禁止法の準用)

第六條の四 前條の場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)第四十條から第四十二條まで、第四十五條から第六十四條まで、第六十六條第二項、第六十七條第一項、同條第三項、第六十八條から第七十條まで、第七十五條から第八十三條まで、第

八十五條から第八十七條まで、第九十條、第九十二條、第九十三條の二、第九十四條から第九十五條まで及び第九十六條から第九十八條までの規定を準用する。

第七條の次に次の二條を加える。

(特定の営業方法の許可)

第七條の二 百貨店業者は、次の営業方法を採用しようとするときは、その内容及び実施期間につき、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容及び実施期間を変更しようとするときも、また同様とする。

一 割賦販売

二 積立金組織による予約販売

三 特定顧客に対する限定展示即売

四 製造業者の即売のための売場提供

五 他人の委託を受けて行なう販売

六 自己の店舗以外の場所で行なう販売

2 百貨店業者は、前項の許可を受けた営業方法に關し、当該許可を受けた内容及び実施期間(第十條第二項の規定による変更命令があつた場合は当該命令に従つて変更された内容及び実施期間)に該當しない行為をしてはならない。

3 第五條の規定は、第一項の許可に準用する。

4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定めるところ

4 第五条の規定は、第一項の承認に準用する。

第十六条の二 国、地方公共団体、

設備若しくは商品の検査をさせることができる。

業を営む者であつてこの法律による改正後の百貨店法（以下「新法」

在任する。

理由

百貨店業の経営形態が、ますます多様性を増し、中小企業に対して直接間接の影響が深まり、かつ拡大する事実にかんがみて、百貨店業の定義、営業方法、審議会、店舗の制限等の措置について新たな規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業の産業分野の確保に関する法律案

中小企業の産業分野の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業の産業分野として適切なものを指定し、その安定を図るため当該分野への大企業の進出に対し必要な規制を行ない、もつて経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、製造業、建設業又はサービス業を営む事業者であつて、その常時使用する従業員の数が三百人（サービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人）をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるものをいう。

2 この法律で「大企業者」とは、その常時使用する従業員の数及び法人にあつてはその資本の額又は出資の総額が前項の数及び額をこえる事業者をいう。

(業種の指定)

第三条 主務大臣は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、中小企業形態による経営が経済的又は社会的に適切であると認められるものを、省令で指定する。

(届出)

第四条 前条の規定により指定された業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を当該指定があつた際現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(大企業者の進出制限)

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新規に開業し、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他当該事業の経営規模の拡張をすることができない。

(大企業者に対する命令)

第六条 主務大臣は、指定業種につき、中小企業者が大企業者の事業活動により圧迫を受けていると認めるときは、当該大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

措置をとるべきことを命ずることができる。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後において、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する事業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的又は人的に連携すること等により、実質的に第五条の規定又は前条の規定による命令に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該大企業者に対し、これらの行為を排除するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(諮問)

第九条 主務大臣は、第三条の規定による業種の指定をし、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業産業分野確保審議会に諮問し、その意見を尊重して処分しなければならない。

(審議会)

第十条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業産業分野確保審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる者につき内閣が任命する委員十四人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 三人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 二人

三 製造業、建設業又はサービス業を営む中小企業者 三人

四 製造業、建設業又はサービス業を営む大企業者 二人

五 労働者 二人

六 中小企業に関し学識経験のある者 二人

3 前二項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第十一条 審議会は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

(主務大臣)
第十二条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)
第十三条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、省令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

(罰則)
第十四条 第五条の規定又は第六条若しくは第八条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十五条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

中小企業の安定を図り、経済秩序の確立に資するため、国民経済上中小企業の産業分野として適切なものを指定し、当該分野への大企業の進出に対し必要な規制を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律

小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

商業調整法

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、製造業又は卸売業と小売業及び小売業相互間の業務分野を調整することにより、適正な流通秩序を維持し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第三条中第一項及び第二項を次のように改める。

政令で指定する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域（以下「指定地域」という。）内において、小売市場（一の建物であつて、十以上の小売店の店舗の用に供されるものをいう。以下同じ。）を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の小売市場の開設とは、小売市場内において小売商がその営業を行なうことができるようにするため当該建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に対し貸し付け、又は譲り渡し、及び当該建物の所有者からその建物の全部又は一部を当該小売商が借り受け、又は譲り受ける行為をいう。

4 第四條第一項第二号中「又は譲り渡す床面積」を「若しくは譲り渡す床面積又はその建物の所有者から借り受け若しくは譲り受ける床面積」に改め、同項第三号中「物品の種類の下に（申請者が当該建物の一部を借り受け、又は譲り受ける小売商の場合にあつては、自己が主として販売する物品の種類）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 その建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件又はその建物に係る譲渡代金の額その他の譲渡条件

第五條第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第六條第一項中「貸し付けている者」の次に「及びその店舗の用に供するため当該建物の一部を借り受けている小売商」を加え、同条第二項第二号を次のように改める。

二 その他の建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件

第十條の次に次の一条を加える。

第十條の二 都道府県知事は、第三條第一項の許可を受けずに開設された小売市場については、当該小売市場の開設者に対し、当該小売市場の開鎖その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由を記載した通知書を交付しなければならない。

第十四條を次のように改める。

第十四條（商品及び地域の指定）
第十四條 主務大臣は、商品の流通過程において製造業者又は卸売業者と小売業者との業務分野を調整することにより適正な流通秩序を維持する必要があると認めるときは、当該商品が地域とともに主務省令で指定する。

2 小売業者の組織する団体は、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、前項の指定を申請することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央商業調整審議会の意見を聞かなければならない。
4 中央商業調整審議会は、前項の規定による意見を定めようとするときは、あらかじめ、利害関係人

及び参考人の意見を聞かなければならない。

第十四條の二（届出）

第十四條の二 前条の規定により指定された地域（以下「調整地域」という。）内において当該指定された商品（以下「指定商品」という。）の製造業、卸売業又は小売業を当該指定があつた現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも同様とする。

第十四條の三 第十四條の規定による指定があつた現に当該調整地域内である当該指定商品の小売業を兼ね営んでいる当該指定商品の製造業者又は卸売業者（以下「既存兼業者」という。）は、当該指定があつた後は、当該調整地域内で当該指定商品の小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。

第十四條の四 都道府県知事は、指定商品につき、小売業者が既存兼業者の当該小売業に係る事業活動により影響を受けその利益を著しく害されていると認めるときは、主務大臣の承認を受けて、当該既存兼業者に対し、その影響を排除するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四條の五 第十四條の規定による指定があつた後は、当該調整地域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者は、当該指定商品の小売業を新規に開業することできない。ただし、特別の事情がある場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者は、当該指定商品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事情がある場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十四條の三の規定は、前項ただし書の規定により許可を受けた者に準用する。

3 都道府県知事は、第一項ただし書の許可をしないかについては、地方商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

第十四條の六 指定商品の製造業者又は卸売業者は、第十四條の規定による指定があつた後において当該調整地域内においては、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定商品の小売業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定商品の小売業を営む者と資本的若しくは人的に連携すること等により、実質的に第十四條の三（第十四條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定、第十四條の四の規定による命令又は前条第一項の規定に違反する行為をしてはならない。

第十四條の七 都道府県知事は、製造業者又は卸売業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、主務大臣の承認を受けて、当該製造業者又は卸売業者に対し、これらの行為を排除するため

に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣）

第十四條の八 第十四條、第十四條の四及び前条の主務大臣は、通商産業大臣及び当該商品販売する事業を所管する大臣とする。

第十九條第一項中「小売商に対し」を「小売商、当該指定商品の製造業者若しくは卸売業者に対し」に改める。

第二十一條に次の一項を加える。
2 第十四條第一項、同条第二項及び第十四條の二の主務省令は、通商産業省令、当該指定商品を販売する事業を所管する主務省の省令とする。

第二十一條の次に次の一条を加える。
（商業調整審議会）
第二十一條の二 この法律の施行に關する重要事項を調査審議するため、通商産業省に中央商業調整審議会を、都道府県及び指定都市に地方商業調整審議会を置く。
2 中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき通商産業大臣が任命する委員十五人以上以内で組織する。
一 小売業者 五人
二 製造業者 二人
三 卸売業者 二人
四 消費者 二人
五 労働者 二人
六 学識経験のある者 二人
3 前項に定めるもののほか、中央商業調整審議会の事務をつかさどる機関、中央商業調整審議会の組織、議事及び運営その他中央商業

調整審議会に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

4 地方商業調整審議会の組織、議事及び運営その他地方商業調整審議会に關し必要な事項は、中央商業調整審議会に準じて当該都道府県又は指定都市の条例で定める。第二十二條第一号を次のように改める。

一 第三條第一項の規定に違反して当該建物を貸し付け又は譲り渡した者

第二十二條の次に次の二條を加える。

第二十二條の二 第十四條の三（第十四條の五第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四條の五第一項の規定又は第十四條の四若しくは第十四條の七の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二條の三 第十條の二第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十四條中「前二條」を「前四條」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三條第一項及び第二項の規定により小売市場の開設者となることとなる者については、同條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の時に同條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の許可を受けたものとみなされた者は、通商産業省令で定め

る事項について、都道府県知事に届出をしなければならない。

理由

小売商業の発展に伴い、製造業又は卸売業と小売業及び小売業相互間の総合的な業務分野を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律案

官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律

（目的）

第一條 この法律は、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他の契約をする場合において、中小企業に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業の事業活動分野の維持とその健全な発達とに資することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十二條第二項に掲げる各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の總裁をいう。

3 この法律で「公団等」とは、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、森林開発公団、国内旅客船公団、労働福祉事業団、帝都高速交通営団、原子力研究

所及び原子燃料公社をいい、「公団等の長」とは、公団等の總裁又は理事長をいう。

4 この法律で「官公需契約」とは、国、地方公共団体、公社又は公団等（以下これを「国等」という。）が国等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

5 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業にあつては三十人）をこえず、かつ、資本又は出資の總額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業団体の組織に關する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第三條に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く。）をいう。

（官公需契約の割合の公表）

第三條 内閣総理大臣は、毎会計年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、国等が中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注總量に対して占める割合を定め、これを公表するものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四條 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長及び公団等の長は、毎会計年度において中小企業者となす官公需契約につき、少な

くとも前條の規定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

（契約の特例）

第五條 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、中小企業者となす官公需契約の量が第三條の規定により公表された割合に達するため必要があると認めるときは、官公需契約につき、それぞれの機関における一般競争契約に關する法令又は規則にかかわらず、中小企業者のみの一般競争契約にすることができ

（実績の報告）

第六條 各省各庁の長は、内閣総理大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書及び次項及び第三項の規定により地方公共団体の長、公社の長及び公団等の長が提出した報告書を提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、自治庁長官に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

3 公社の長及び公団等の長は、それぞれその公社又は公団等を監督する大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

（勧告）

第七條 内閣総理大臣は各省各庁の長、自治庁長官又は公社若しくは

公団等を監督する大臣に対し、自治庁長官は地方公共団体の長に対し、公社又は公団等を監督する大臣は公社の長又は公団等の長に対し、各省各庁、地方公共団体、公社又は公団等の行なう官公需契約に關し必要な勧告をすることができ

（審議会）

第八條 総理府に、中小企業官公需確保審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ第三條の割合の決定について調査審議するほか、中小企業者の官公需契約に關し内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

5 審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第九條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宇宙開発
審議会の項の次に次のように加え
る。

中小企 業官公 需確保 審議会	官公需の中小企業に 対する発注の確保に 関する法律(昭和三十 五年法律第三号)の 規定によりその権 限に属せしめられた 事項を行なうこと。
--------------------------	---

理 由

国、地方公共団体、公共企業体、公
団等が役務又は物資を調達するため
請負、買入れその他の契約をする場
合に、中小企業者に対する発注を確
保する措置を講じ、もつて中小企業
の事業活動分野の維持とその健全な
発達とに資する必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

中小企業団体の組織に関する法律
の一部を改正する法律案

中小企業団体の組織に関する法
律の一部を改正する法律
案
中小企業団体の組織に関する法律
(昭和三十一年法律第八十五号)の
一部を次のように改正する。

目次中「加入命令及び」を削る。
第九条を次のように改める。

(業種指定)

第九条 商工組合を設立することが
できる業種は、一定の業種に属す
る事業を営む中小企業者の競争が
正常の程度をこえて行なわれてい
るためその相当部分の経営が著し
く不安定となるおそれがあると認
められるものについて、主務大臣
が、主務省令で、指定するものと
する。

第十一条各号例記以外の部分中
「第九条に掲げる事態を克服するた
め必要がある場合において」を削る。

第十三条中、「総合調整を行なうの
でなければ第九条に掲げる事態を克
服することが困難であると認められ
る商工組合が」を「総合調整を行な
うことが必要であると認める商工組
合が」に、「についてするの」でなけれ
ば、設立することができない。」を
「についてする場合に、設立するこ
とができる。」に改める。

第十七条第一項第二号、第四号及
び第六号を次のように改める。

二 前号に掲げる物の販売価格若
しくは加工賃の制限又はその物の
原材料の購買価格の制限。た
だし、前号に掲げる制限とともに
にする場合に限る。

四 前号に掲げる物の販売価格又
は購買価格の制限。ただし、前
号に掲げる制限とともににする場
合に限る。

六 役務の提供価格の制限。ただ
し、前号に掲げる制限とともにに
する場合に限る。

同条同項中、第八号を第九号とし、
第七号の次に次の一号を加える。

八 技術の向上、品質の改善、原
価の引下、能率の増進その他組
合員の事業の合理化を遂行する
ため必要がある場合において、
技術若しくは生産品種の制限、
原材料若しくは製品の保管若し
しくは運送の施設の利用又は副産
物、くず若しくは廃物の利用若
しくは購入に係る制限

第十八条第一号中「第七号まで」を
「第八号まで」に改める。

第十九条第一号を次のように改め
る。

一 削除
第二十八條第二項第一号を次のよ
うに改める。

一 削除
第三十二條第一号中「第七号」を
「第八号」に改める。

「第四十二條第二項各号例記以外の
部分中(「商工組合連合会にあつて
は、第一号を除く。」)を削り、同項
第一号を次のように改める。

一 削除
第四十二條第三項を削り、同条第
四項を第三項とする。

第六節の節名中「加入命令及び」を
削る。

第五十五條を次のように改める。
第五十六條各号例記以外の部分中
「第七号まで」を「第八号まで」に改
め、同条第三号を次のように改め
る。

三 その地区内における資格事業
の事業活動の相当部分が中小企業
者によつて行なわれていること。
第五十七條各号例記以外の部分中
「第七号まで」を「第八号まで」に改め
る。

第五十九條第一項、第二項及び第
四項中「第五十五條第一項」を削る。
第六十條中「第五十五條第一項又
は」を削る。

第六十一條中「第五十五條第一
項」を削る。

第六十二條中「第五十五條第一
項又は」を削る。

第六十三條を次のように改める。
第六十三條 削除

第六十六條第一号を次のように改
める。

一 削除
第六十八條を次のように改める。
第六十八條 主務大臣は、第六十四
條の規定により第五十六條又は第
五十七條の規定による命令に係る
事務を処理する組合の役員又は監
査員であつてその事務に従事する
ものがその事務を不当に処理し、
又は役員若しくは監査員たるに適
しない非行をしたと認めるとき
は、これを解任することができ
る。

第六十九條第一項中「第九條又は」
を削る。

第七十條第一項中「第五十五條第
一項、」及び「又は第五十五條第一
項の規定による命令に係る商工組合
の調整規程」を削る。

第七十條第二項中、「第五十五條
第一項の規定による命令に係る商工
組合が調整規程の実施のためにした
行為又は」を削り、「若しくは」を
「又は」に改める。

第七十三條第二項を次のように改
める。

2 主務大臣は、第五十六條、第五
十七條又は第五十八條の規定によ
る命令をしよとするとときは、安
定審議会に諮問しなければなら
ない。

第九十條第一項中「若しくは第七
号」を「第七号若しくは第八号」に
改め、同条第二項中「第五十五條第
一項、」を削る。

第九十四條中、第二項を削り、第
三項を第二項とする。

第九十六條第一項第四号中「第五
十五條第一項若しくは」を削る。

第九十七條第一項第一号を次のよ
うに改める。

一 資格事業が第九条の規定によ
る指定を受けていること。
第百三十三條第一号を次のように改め
る。

一 削除
附 則
1 この法律は、公布の日から起算
して二月を超えない範囲内で政令
で定める日から施行する。

2 別表に掲げる業種については、
この法律による改正後の第九條の
規定による指定があつたものとみ
なす。

3 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

別 表

- 一 綿織物又はステープルファイ
バー織物の製造業及び販売業
- 二 毛織物製造業及び販売業
- 三 絹織物又は人絹織物の製造業
及び販売業
- 四 メリヤス生地又はメリヤス製
品の製造業及び販売業
- 五 セルロイド生地及び同製品の
製造業及び販売業
- 六 漁網製造業及び販売業
- 七 組ひも、よりひも、幅五イン
チ未満の織物又は編レース製造
業及び販売業
- 八 ねん糸業
- 九 麻網製造業及び販売業
- 十 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿
又はほうろひの製造業及び販売業
- 十一 マツチ製造業及び販売業
- 十二 ゴム製品(自動車タイヤ、
チューブ、もみすりローラー、医

療衛生用品、はきもの用品及び かん具を除く。製造業及び販売 業	三十一 ミシン及び同部品の製造 業及び販売業	五十一 和紡績業	七十 ボルトナット及び小ネジの 製造業及び販売業	八十六 自動車部品製造業及び販 売業で政令で定めるもの
十三 食器類たる陶磁器及び電気 用品たる陶磁器（特別高圧用の ものを除く。）の製造業及び販 売業	三十二 バンコック帽体製造業及 び販売業	五十二 紙織物製の帽子の製造業 及び販売業	七十一 歯車製造業及び販売業	理 由 現行法の設立要件としての厳格な 不況要件を緩和するため、一定の業 種に属する事業を営む中小企業者の 競争が正常の程度をこえて行なわれ ているためその相当部分の経営が著 しく不安定となるおそれがあると認 めるものについて、当該業種を指定 し、その指定された業種について商 工組合を設立することができると とする必要がある。これが、この法 律案を提出する理由である。
十四 漆器製造業及び販売業で政 令で定めるもの	三十三 黄板紙又はチップボール の製造業及び販売業	五十三 人造真珠（色玉を含む。） 製の首飾、腕飾、耳飾、カラー、 ハンドバック又はブローチの製 造業及び販売業	七十二 金属工作機械製造業及び 販売業	
十五 ほろろり鉄器（化学工業用 のものを除く。）製造業及び販 売業	三十四 アンブル製造業及び販売 業	五十四 ゴム引布製造業及び販売 業	七十三 電気溶接器製造業及び販 売業	○中村委員長 ます提出者より趣旨の 説明を聴取いたします。大貫大八君。 ○大貫議員 提案者を代表しまして、 小規模事業者に対する金融特別措置法 案の提案理由を説明いたします。 本案は、中小企業等協同組合法第二 十三条の三の、「政府は、事業協同小 組合の組合員に対し、税制上、金融上 特別の措置を講じなければならない。」 という規定のうち、金融上の特別措置 について、具体的立法を提案するもの でありまして、組合員以外であつて も、常時使用する従業員の数が五人、 商業またはサービス業を主たる事業と するものにあつては従業員数二人以下 の小規模事業者に対して、この特別措 置を適用するものであります。 特別措置の内容としては、第一に、 商工組合中央金庫及び中小企業金融公 庫の一事業年度間の貸付総額のうち、 小規模事業者に対する貸付額を百分の 二十五を下らない割合で確保せしむる 措置であります。商工組合中央金庫も
十六 清涼飲料水製造業及び販売 業	三十五 自転車及び同部品の製造 業及び販売業	五十五 親骨及び受骨が金属製の こもりがさの製造業及び販売 業	七十四 電動工具製造業及び販売 業	
十七 五ガロンかん製造業及び販 売業	三十六 こはぜ製造業及び販売業	五十六 ガラス製の注射筒製造業 及び販売業	七十五 切削工具及びダイスの製 造業及び販売業	○大貫議員 提案者を代表しまして、 小規模事業者に対する金融特別措置法 案の提案理由を説明いたします。 本案は、中小企業等協同組合法第二 十三条の三の、「政府は、事業協同小 組合の組合員に対し、税制上、金融上 特別の措置を講じなければならない。」 という規定のうち、金融上の特別措置 について、具体的立法を提案するもの でありまして、組合員以外であつて も、常時使用する従業員の数が五人、 商業またはサービス業を主たる事業と するものにあつては従業員数二人以下 の小規模事業者に対して、この特別措 置を適用するものであります。 特別措置の内容としては、第一に、 商工組合中央金庫及び中小企業金融公 庫の一事業年度間の貸付総額のうち、 小規模事業者に対する貸付額を百分の 二十五を下らない割合で確保せしむる 措置であります。商工組合中央金庫も
十八 亜麻織物、ちと麻織物又は 大麻織物の製造業及び販売業	三十七 シガレットライター又は シガレットケースの製造業及び 販売業	五十七 クリスマスツリー用電球 製造業及び販売業	七十六 金型製造業及び販売業	
十九 繊維品の精練漂白、染色又は 整理加工業	三十八 おもちゃ、装飾品、喫煙 具、文房具又は化粧品容器たる 陶磁器の製造業及び販売業	五十八 真珠養殖業及び真珠販売 業	七十七 金属製のハサミ尺及び目 盛なし長さ計の製造業及び販売 業	○大貫議員 提案者を代表しまして、 小規模事業者に対する金融特別措置法 案の提案理由を説明いたします。 本案は、中小企業等協同組合法第二 十三条の三の、「政府は、事業協同小 組合の組合員に対し、税制上、金融上 特別の措置を講じなければならない。」 という規定のうち、金融上の特別措置 について、具体的立法を提案するもの でありまして、組合員以外であつて も、常時使用する従業員の数が五人、 商業またはサービス業を主たる事業と するものにあつては従業員数二人以下 の小規模事業者に対して、この特別措 置を適用するものであります。 特別措置の内容としては、第一に、 商工組合中央金庫及び中小企業金融公 庫の一事業年度間の貸付総額のうち、 小規模事業者に対する貸付額を百分の 二十五を下らない割合で確保せしむる 措置であります。商工組合中央金庫も
二十 布はく製衣料品の縫製業	三十九 毛反毛業	五十九 軸受及び同部品の製造業 及び販売業	七十八 金属材料試験機、構造物 試験機、動力試験機、耐震度試 験機及び釣合試験機の製造業及 び販売業	
二十一 メタルラス製造業及び販 売業	四十 単板又は合板の製造業及び 販売業	六十 写真機及び同部品の製造業 及び販売業	七十九 置時計及び掛時計のムー ブメントの部品の製造業及び販 売業	○大貫議員 提案者を代表しまして、 小規模事業者に対する金融特別措置法 案の提案理由を説明いたします。 本案は、中小企業等協同組合法第二 十三条の三の、「政府は、事業協同小 組合の組合員に対し、税制上、金融上 特別の措置を講じなければならない。」 という規定のうち、金融上の特別措置 について、具体的立法を提案するもの でありまして、組合員以外であつて も、常時使用する従業員の数が五人、 商業またはサービス業を主たる事業と するものにあつては従業員数二人以下 の小規模事業者に対して、この特別措 置を適用するものであります。 特別措置の内容としては、第一に、 商工組合中央金庫及び中小企業金融公 庫の一事業年度間の貸付総額のうち、 小規模事業者に対する貸付額を百分の 二十五を下らない割合で確保せしむる 措置であります。商工組合中央金庫も
二十二 縫針製造業及び販売業	四十一 かん詰及びびん詰食品の 製造業及び販売業	六十一 船舶用内燃機関製造業及 び販売業	八十 高温高圧弁及び自動調整弁 の製造業及び販売業	
二十三 瓦の製造業及び販売業で 政令で定めるもの	四十二 セル引紙糸製造業及び販 売業	六十二 万年筆製造業及び販売業	八十一 液圧プレス、機械プレス 及びせん断機の製造業及び販売 業	○大貫議員 提案者を代表しまして、 小規模事業者に対する金融特別措置法 案の提案理由を説明いたします。 本案は、中小企業等協同組合法第二 十三条の三の、「政府は、事業協同小 組合の組合員に対し、税制上、金融上 特別の措置を講じなければならない。」 という規定のうち、金融上の特別措置 について、具体的立法を提案するもの でありまして、組合員以外であつて も、常時使用する従業員の数が五人、 商業またはサービス業を主たる事業と するものにあつては従業員数二人以下 の小規模事業者に対して、この特別措 置を適用するものであります。 特別措置の内容としては、第一に、 商工組合中央金庫及び中小企業金融公 庫の一事業年度間の貸付総額のうち、 小規模事業者に対する貸付額を百分の 二十五を下らない割合で確保せしむる 措置であります。商工組合中央金庫も
二十四 印刷業で政令で定めるもの	四十三 硫化ソーダ製造業及び販 売業	六十三 花むしろ及び畳表の製造 業及び販売業	八十二 自動式の高圧切断機製造 業及び販売業	
二十五 ターボリン紙製造業及び 販売業	四十四 顔色染料、ラビッド染料 又は油溶性若しくはアルコール 溶性の染料の製造業及び販売業	六十四 野草むしろ製造業及び販 売業	八十三 ポンプ、真空ポンプ及び 送風機の製造業及び販売業で政 令で定めるもの並びに圧縮機製 造業及び販売業	○大貫議員 提案者を代表しまして、 小規模事業者に対する金融特別措置法 案の提案理由を説明いたします。 本案は、中小企業等協同組合法第二 十三条の三の、「政府は、事業協同小 組合の組合員に対し、税制上、金融上 特別の措置を講じなければならない。」 という規定のうち、金融上の特別措置 について、具体的立法を提案するもの でありまして、組合員以外であつて も、常時使用する従業員の数が五人、 商業またはサービス業を主たる事業と するものにあつては従業員数二人以下 の小規模事業者に対して、この特別措 置を適用するものであります。 特別措置の内容としては、第一に、 商工組合中央金庫及び中小企業金融公 庫の一事業年度間の貸付総額のうち、 小規模事業者に対する貸付額を百分の 二十五を下らない割合で確保せしむる 措置であります。商工組合中央金庫も
二十六 機械すき紙製造業及び 販売業	四十五 石けん製造業及び販売業	六十五 茶製造業及び販売業	八十四 鉄道車両部品の製造業及 び販売業で政令で定めるもの	
二十七 計量器製造業及び販売業 で政令で定めるもの	四十六 生糸製造業及び販売業	六十六 冷凍水産物製造業及び販 売業	八十五 抵抗器及び蓄電器の製造 業及び販売業	
二十八 紡毛紡績業	四十七 精麦業	六十七 強じん鋼鉄鋳物製造業及 び販売業		
二十九 ぬめかわ製造業及び販売 業	四十八 別珍又はコイル天のせん 毛業	六十八 ダイキヤスト製造業及び 販売業		
三十 双眼鏡製造業及び販売業	四十九 竹製すだれ製造業及び販 売業	六十九 粉末冶金製品（タングス テン製品及びモリブデン製品を 除く。）製造業及び販売業		
	五十 金属製の食卓用ナイフ、フ ォーク又はスプーンの製造業及 び販売業			

中小企業金融公庫も、中小企業金融の政府関係専門機関でありまして、もとより小規模事業に対して融資することを業務としておるのでありますが、金融機関としての安全性から、ややもすれば小規模事業に対する貸付が消極的になるおそれがあるので、金融上の特別措置として、この際、これを確保する必要がありますのであります。しかも、小規模事業の規模別分布を見ますと、従業員三百人未満の事業所のうちに占むる従業員四人以下の事業所数を見ましても、七七％強なのであります。小規模事業に対して、総貸付の二五％程度を充てるのは当然の措置なのであります。

第二に、現行の中小企業振興資金助成法に規定する貸付にあたっても、一會計年度における小規模事業に対する貸付を百分の二十五を下らないよう確保すべき点であります。これについては言うまでもなく、中小企業のうち占める小規模事業の社会的経済的比重の大きさをみて、当然過る措置なのであります。

以上、小規模事業に対する金融上の特別措置として二点を含む特別立法を提案するものであります。何とぞ、慎重審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

次に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

現行法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者と下請事業者との取引を公正ならしめて、下請事業者の利益を保護することを目的としております。しかし親事業者に對して、下請事業者が、どうしても弱

い立場に立つという事実は、中小企業の過当競争によって引き起こされるやむを得ない現象なのであります。従つて現行法の執行にあたりましては、法の運営につき、よろしきを得ることが必要であるとともに、法の不備な点は、一日も早く是正もしくは補足しなければならぬのであります。

本法について改正を提案する点は左の通りであります。

第一に、現行法は第三条において契約内容を書面として交付すべき旨を明記しておりますが、下請事業者の給付の内容と記載されているのを、給付提供の時期、受領の時期、返品条件、支払時期、支払手段として、その内容の主要点を明記して、契約を公正ならしむる必要があるものであります。

第二に、現行法第四条の親事業者が順守すべき事項については、下請事業者の責任でないことが明白な場合にもかかわらず下請事業者の給付の提供に對して一定期日以降にもそれを受領しない場合、及び給付に対する下請代金を支払わない場合を追加することが必要であります。

第三に、現行法第四条には、新たな追加事項として

1 定められた支払期日までに親事業者が下請代金を支払わなかつた場合の遅延利息の支払義務と、その利息のとりきめ

2 下請事業の給付提供に對して、親事業者がそれを受領しないことによつて生ずる下請事業者の損害賠償

3 親事業者が下請事業者に對する下請単価が不当に押し下げられ

ているので、その最低額のとりきめ

4 下請事業者は、親事業者からの発注の受入れについて、継続性が保障されず全くな不安定な立場におかれてゐるので、やむを得ない場合を除いては、親事業者は一定量の発注を継続して下請事業者に委託する

右の四件を明記して下請事業者を保護し育成する必要があります。

第四に、以上の改正に伴つて、罰則について若干の追加が必要であります。

以上、下請代金支払遅延等防止法の一部改正を提案するものであります。何とぞ、慎重審議の上、御賛成あらんことを期待するものであります。

次に、百貨店法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

昭和三十一年五月に、百貨店法が制定された趣旨は、本法第一条に明らかな通り、百貨店業の事業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達をはかり、もつて国民経済の健全な進展に資することにあります。

ところが、現行法が定める法といわれている通り、法実施の当初より、あるいは公然と、あるいはやみで、本法はじゅうりんとされております。本法の目的とする趣旨を確保せんがためには、絶対に本法の改正が必要なのであります。

改正せんとする点は、第一に、百貨店業の定義そのものを拡大しなければならぬ点であります。すなわち物品販売業もしくは物品加工修理業のほか、飲食店及び喫茶店営業も含め、か

つ規定の営業面積をこえる面積を他の物品販売業等に貸し付けける業をも百貨店という概念規定に入れない限り、中小商業活動を確保できなくなつてゐるのが現状なのであります。

第二に、百貨店業が私鉄等の構内や駅建物を利用して経営を行なう現象が著しくなつておりますので、今後はこれを許可しない方針が必要であります。

第三に、最近では、百貨店業資本にながるスーパー・マーケットが著しく、地域的に見て中小商業との間に紛争を起してゐる例が少なくありません。そこで、百貨店業者もしくはこれと資本的、人的につながりのあるいわゆる同一系統資本がスーパー・マーケットその他の形で進出することが必要なのであります。このような認定については公正取引委員会が独禁法に基づいて指定すべきであります。

第四に、現行法は第九条において、通商産業大臣が、百貨店業の営業行為について勧告できることになっておりますが、これは特定の営業方法を明記して、その内容について一々許可制とし、百貨店業と仕入先の関係についても、事項を明記して、その内容を許可制とし、百貨店業の行き過ぎを抑制する必要があります。

第五に、国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道等の国及び公共団体が、百貨店業に對して、特定の便宜を付与するような、土地や施設の提供は、これも百貨店業の行き過ぎを招くおそれがあるので抑制する必要があります。

第六に、以上のように百貨店業に對する必要な規制を改正するので、これ

に應じて、現行法第十七条に規定してゐる通商産業大臣の百貨店業に對する報告の徴収を、報告の徴収及び検査にまで拡充する必要があります。

第七に、以上のように規制事項を増加したので、これに應じて罰則を改正する必要があります。

以上のよう、改正案の趣旨は、いづれも最少限度必要な措置のみを含むものである、何とぞ、慎重審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○中村委員長 次は北條秀一君。○北條議員 私は提案者を代表いたしまして、以下四つの法律案について提案趣旨を説明いたします。

お手元に配つてありますプリントには民社党を代表してというふうなことが書いてありますが、これは先ほどの大貫議員の御説明の中にもありましたように、全部抜かしてありますので、提案者を代表してというふうに御訂正願ひたいのであります。

中小企業の産業分野の確保に関する法律案の提案理由を説明いたします。昨今、大企業の中小企業産業分野への進出は著しいものがあります。現に、大紡績会社が縫製部門に進出し、学生服、労働服、ワイシャツなど、二次加工、三次加工の生産部門にまで進出し、製紙工場がノートブックや便せんを製造する等、大企業は利潤を追求して、大資本の持つ高度の合理的生産並びに資本圧力をもつて、中小企業を圧迫してゐるのであります。

もちろん、憲法は職業選択の自由を認めていますが、この自由は公共の福祉に反しない限りという前提条件が置かれております。しかるに最近の大企

業の進出は、中小企業の過当競争をさらに深刻化しております。このような大企業の動向こそは、まさに公共の福祉に反するものであります。

従って、憲法並びに独占禁止法が保障する経済活動自由の原則は、公益のために必要な調整を行わなければならないのが当然であります。ここに、大企業と中小企業の産業分野の分業態を作り、これによって中小企業の産業分野を確保し、経済活動の保障を行なわんとするものであります。

この構想に基づきまして、第一に、製造業、建設業、サービス業に属する業種のうち、その業種の事業者の四分の四以上が中小企業者であつて、かつその業種の過去一年の生産実績の三分の二以上が中小企業者で占められており、かつまた、経済的にも社会的にも中小企業経営が適切と認められるものを、国が指定して、これを中小企業の専有する業種とするものであります。

第二に、このような業種指定があつた後は、大企業者は、みずからまたは資本的または人間的関係で支配する形で、新たにその業種に進出したり、増設する等の経営拡張はできないことにするものであります。また指定された業種における大企業活動が、その業種の中小企業活動に重大な悪影響を与えている場合には、国はその大企業者に対して圧迫を緩和するような措置をとれるようにするものであります。

第三に、このような業種の指定や、大企業に対する措置をとるについては、中小企業産業分野確保審議会を通商産業省に設置して、大臣は、これの

意見を尊重して対処することにするものであります。

次に小売商調整特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

現行法は小売商と購買会、並びに小売市場との関係を調整することをもつて、小売商の事業活動の機会を適正に確保し、かつ小売商の正常な秩序を阻害する要因を除去するという本法目的を遂行するものとしております。しかしながら、本法の小売市場に対する規制は、現状に対してきわめて不十分であります。また、小売商業者と製造業者や卸売業者との調整は、本法第十四条だけでは全く不十分であります。さらには本法には、都道府県知事があつせん調停または勧告し得ることになつておりますが、都道府県知事の行為は単独の判断によつてなされるのではなく、国または都道府県別及び特別に必要ありと指定された都市において、民

主的な審議会を設置して調整すべき事項について、調整審議し、答申建議せしめる必要がありま。

改正の第一点は、小売市場に関する条項についてであります。最近、小売市場の営業内容が多種多様になり、一般小売商業者との調整を要する件数が増加しているの、新たに、小売市場の定義を改めて、十以上の小売店舗を含む建物を小売市場とすることに、小売市場の開設を許可制にして、小売市場貸付、譲渡等によつて営業内容が任意に変化することを防止する必要があると見ます。無許可の開設に対しては厳重に規制するものとしたします。

法第十四条で単に製造業者等の小売商業兼業を届出にすればよいと規定してあるのを、各業間の業務分野を、商品と地域によつて指定して調整し得るよう改正する必要があると見ます。これは製造業者、卸売業者の小売商業兼業は、すべて届出制とし、新たな新増設を禁止し、かつ兼業している小売商経営が既存の専業の小売商業者を著しく圧迫する場合は、これに適切な措置をとり得ないようにする必要があると見ます。

第三の改正点は、商業調整審議会を、国、都道府県、指定する都市に設置する件であります。この審議会は本法施行に関する事項をすべて調査審議し得るものとして、審議委員は小売業者、製造業者、卸売業者、消費者、労働者、学識経験者によつて構成する必要があります。

このよう改正によつて、本法の名称は、当然に商業調整法と改称すべきであります。

次に官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案の提案理由を説明いたします。

政府の資料によると、昭和三十三年度の国民総支出十兆二千九百十七億円のうち、政府の財貨とサービス購入は一兆九千九百五十七億円、すなわち一九・四%を占めております。従つて国民購買力のうち、国、地方、公共企業体、公団等の購買力、いわゆる政府の財貨サービス購入は重要な役割を占めていたと見ます。

国が各種の経済政策をもつて、中小企業経営の安定をはかつている現在、国民購買力のうちの相当量を、恒常的に中小企業に向けることが必要なのであります。このためには、国が自己の

裁量によつて政策通りに運用できる予算面で、中小企業に対する相当量の発注を確保することが、最も望ましいのであります。

そこで、本案は、第一に、国、地方公共団体、公共企業体等が、サービスまたは物資を調達するため、請負、買入れその他の契約をする場合に、中小企業に對して、調達総額の最低二割を確保し、こうして中小企業の活動を維持せしめ、中小企業の健全な発達をはからんとするものであります。

第二に、このように官公需の一定割合を中小企業に對して確保するため、内閣総理大臣は、毎年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づいて、その割合を決定し公表しなければならぬ義務を持つこととし、各省各庁等の長は、その公表された割合に達するよう中小企業に発注するよう努める義務を負わせるものであります。

第三に、このよう一定量の発注を確保するために、中小企業者のみに一般競争契約をせしめることとし、また各省各庁の長及び地方公共団体や、公団、公社の長は、毎年度、中小企業に對する発注実績を監督官庁に報告する義務を負わせます。また、それぞれの監督官庁の長は、それぞれの官公機関が一定量の発注を中小企業者に対して発し得るよう必要な勧告を行なうことができるようにするものであります。

第四に、内閣総理大臣の諮問機関として、中小企業官公需確保審議会を設置して、ここで毎年度中小企業に発注すべき割合の決定、その他の事項について意見を具申できるようにしておくものであります。

次に、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明をいたします。

第一に、本法は、第九条で、一定地域の一定業種を営む中小企業者が過当競争に陥つた場合にのみ商工組合の設立を認めておりますが、大企業の進出並びに全国的な慢性的な過当競争の現状にかんがみて、商工組合の設立要件は、一定業種がそのような状態に陥つた場合は、特定された地域を越えて設立できるように改正する必要があると見ます。

第二に、本法第十七条に規定している価格協定をなし得る場合の制限は、数量または方法等の制限を行なわなくとも、当初から価格協定を行ない得るよう強化して、中小企業者の共同行為の範囲を拡大する必要があります。これがためには、第十七条第一項第二号、第四号、第六号を次のように改正する必要があります。

二、前号に掲げる物の販売価格もしくは加工賃の制限またはその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

四、前号に掲げる物の販売価格または購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

六、役務の提供の価格制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

また、調整事業の範囲に、新たに合理化カルテルにも加えることも必要としておるのであります。

第三に、本法第五十五条は、商工組合に對して、中小企業者が加入するよう命令をなし得るよう規定されてお

以上、私は提案者を代表して、四つの法律案の提案理由を説明いたしましたのであります。中小企業振興のために、どぎざひ必要なものでございますので、どうか早急に慎重審議の上、御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○中村委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることになりました。

○中村委員長 次に、私的独占の禁止並びに公正取引に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 私は、最近かずかずの雜誌あるいは業界誌、新聞等で、観光地の自動車道をめぐって使用の独占が認められるかいなかということで大きな紛争が起こっていることを伝えていることを知っております。これは運輸行政が混乱している証拠じゃないかと思うのであります。その代表的な事件は、三月二十五日の日本週報という雑誌が伝えておりますが、箱根山における一般自動車道をめぐる東急系の箱根登山鉄道と西武系の伊豆箱根鉄道との紛争であります。念のために申し上げておきますが、私は両者の複雑な紛争の渦中に入るといふことで質問しようとするものでありません。ただ、問題

公正取引委員会にお伺いしますが、まず、道路運送法と独禁法との関係であります。道路運送法は独禁法の適用を受けると思いますが、その間の関係を説明していただきたい。

○坂根政府委員　今すぐ手元に法律を持って参りますけれども、私の了承しておる限りでは、道路運送法で道路の上を走る共同行為については適用除外をしておりまして、それ以外には私どもの方は関係ないように私記憶しております。

○板川委員 道路運送法の二十一条に、私的独占禁止法の適用の除外という項目がございますね。それによりまず、道路運送法の二十条にいう運輸協定、自動車運送事業者間で運輸に関する協定をする場合は、運輸大臣の認可を受けてこれを実施しなければならぬ。それから、三十三条の第一項で、運輸大臣は、公共の福祉を阻害している事実があることを認めて、運送事業者に対して、一定の事項を限って改善の命令をする。これ以外については、公正取引委員会は、公正取引委員

○板川委員　そうしますと、この道路運送法の二十一条による以外は、公正取引委員会として意見を述べることもできますから、この道路運送法の第三章以下の自動車道及び自動車道事業、こういう項目については、すべて公正取引委員会としては所管事項である。要するに、適用除外を受けていない、こういうふうに解釈してよろしいと思いますね。

○坂根政府委員　これはその通りだと思ひますが、独禁法の適用除外の中に、二十一条でございますか、その「自然的独占に固有な行為」、「この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。」「これはかぶつて参りますが、

これをかぶらぬ範圍のものは、おっしゃる通りだと思ひます。

○板川委員　それでは、次に法制局にお伺ひしたいのですが、きょうは問題をしぼりまして、道路運送法四十七条三項にいう一般自動車事業の限定免許の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

法制局では、法制局一発第二七号、昭和三十四年九月七日、法制局長官林修三から運輸事務次官粟沢一男氏にあって、「供用拒絶等の条項を有する供用約款の認可及び自動車事業の限定

○板川委員 この限定免許に関する事項でございしますが、この回答書の中に、ちよつと読み上げますと、「行政庁は、自動車道事業の免許を行うに当り、当該自動車道を通行する自動車の範囲につき、道路運送法第四十七条第三項の規定に基いて、次のいずれかの限定をすることができるともと解すべきであるか。」「1.当該自動車道を通行する自動車は、一般乗合旅客自動車

車運送事業の用に供される自動車については、自動車道事業者が当該一般乗合旅客自動車運送事業を営む者と特約をした場合における当該自動車の範囲に限る。」これが1であります。この問題については、法制局では、一般自動車道事業者が任意に選んで、事由のいかんを問わず、自動車の通行を拒絶するということになるから、平等取り扱いの原則に反する。従って、これはこうい

う限定はできない、限定免許はすべきではない、こういうことを回答しておりますね。これはいいのですが、問題は、第二の質問で、「当該自動車道を通行する自動車は、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供される自動車については、特定の者何某の営む一般乗合旅客自動車運送事業の用に供される自動車の範囲に限る。」という運輸省側の質問に対して、法制局では、「お尋ねの問題②についてであるが、行政庁がお示しの限定をすることができるかどうかは、もつぱら、他の一般乗合旅客

維持管理に對する当該特定の一般乗合旅客自動車運送事業を営む者の寄与が顯著である場合等には、右の差別的取扱には合理的理由があるものといつてよいであらうから、行政庁は、お示しの限定をすることができ、このように合理的理由がない場合には、行政庁は、お示しの限定をすることができたと解する。こゝいう回答をいたしておりますが、御承知でしょう。

か。

○山内(一) 政府委員　よく存じており
ます。

○板川委員　そこで、この問題2につ
いて質問したいのですが、これを簡単
に言いますと、自動車道について特別
の寄与が顕著なものは、その自動車道
を独占してよろしい、そういう限定を
する免許をしてもよろしい、こういう
ことになりますね。この第二項では、

合理的な理由があれば、そういうよう
な一社のみその乗合バスを認める、他
は認めないということが出来る。しか
し合理的な理由というのは、自動車道
に対して建設または維持管理に寄与が
顕著であるかどうかということになっ
ておる、こういう解釈ですね。

○山内（一）政府委員 一般自動車道で
ございますから、これは個々の家用
車と申しますか、そういうった個々の自
動車を通さなければならぬ、そういう
意味での供用の義務があるというこ
と、これは当然でございしますが、一

般乗合旅客自動車運送事業というものをだけ考えますと、今先生おっしゃったように、ここに一種の独占ができてくるという事は否定できないだろうと思います。この私どもが回答いたしました線でもって、そういう限定免許を一般乗合旅客自動車運送事業についていたしますれば、そこに一種の独占ができるという事は、それは先生のおっしゃった通りだと存じます。

○板川委員 当該一般自動車道の建設または維持管理に寄与が顕著である場合は、こういう差別的な取り扱いをしても合理的な理由があるのだ、こういうのですが、建設または維持管理、こういうような解釈は、私は非常に合理性を持っていない、こう考えるのです。合理的な理由というならば、だれが見ても、それは通るべきではない、通さなければならぬと思うのです。状態でなければならぬと思うのです。たとえばこういう例があります。建設には寄与した、その建設のときには、砂利道が何か簡単な道であったが、道路を拡張して舗装にした、それに非常に金がかかった、建設には寄与したが、今度は別に維持管理に対しては大きな寄与をしない、そのときは金がないからできなかった、こういうような場合に、建設に寄与したけれども、維持管理に顕著な寄与ができなかったものを差別ができるというように解釈するのですか、どうなのですか。具体的に例を言うと、一般自動車道を作った、そしてそこを通過するためにAとBと二つのバス会社があった。両方で建設には寄与した。しかしその後ずっとやっておるうちに、自動車が大きくなって道路を拡張して近代化的舗装を

した。そのためにはA社は非常に金を出したが、B社は金を出さない、そうすると今度はA社の方は維持管理に非常に寄与しておるのだ、だからこれを優先的に通して、建設に寄与したB社は差別をする、こういうような解釈も成り立つてくるんじゃないでしょうか。そういうことは合理的な解釈ではないように思うのですが、いかがですか。

○山内(一)政府委員 御質問の点でちょっと、はなはだ恐縮でございますが、今のA社、B社という設例で、そのA社、B社も当該自動車道につきまして、一般乗合旅客運送事業の路線の免許がある場合を御想定の上の御質問でいらっしゃいますでしょうか、初めから一つが路線の免許を持っている場合を御想定でいらっしゃるわけですか。その点御答弁申し上げる前に伺いたいと思います。

○板川委員 じゃその場合に、A社は路線権を持っておった、B社は持っていないとしまして。しかししたとせば今度は乗合自動車の免許を出した場合、これは運送事業法第六条の基準で、運輸大臣が許可してもいいと思つた場合には、自動車道業者のいかににかかわらず許可できますね。その場合運輸大臣がその乗合バスをB社に路線を許可したとしても、一般自動車道事業者A社がそれは通さぬ、なぜなら維持管理に寄与しなかったから。この限定免許でそういうことになるんじゃないですか。

権なり何なり一つの権限と申しますか、それを持っておる場合と持っていない場合とは、おのずから結論が違ってくるというふうに私は考えるわけですが、一つの自動車道をA社とB社が持つていて、そしてその権限の上に基づいて自動車道の免許があります場合には、そのA社とB社が自動車道の免許を受けた主体になるわけでございますから、それはおそろく一つの共同免許という形になると思います。その場合には、A社だけで自分も一つ経営しているところのバスを通すという形での限定免許は、おそろくB社の反対があるからできないと思う。そのB社の反対といふのは、その自動車道の所有権なり地上権なり借地権に對して一つの権限を持っている場合には、自動車道の免許を受けても法律上の権限はございませんから、そこで話が始まらないということになるのではないかと。それから自動車道に全然権限を持っていない場合には、そのB社がかりに一般乗合自動車事業を営んでいた場合は、その自動車道を經營しているA社以外のB社、C社、D社、E社と同じような形で出てくるというところの一般乗合旅客自動車事業者ということになりますから、そういう意味で限定免許がありますとB社は通れないということになると思います。

○板川委員 回答がびんとこないのですが、もっと具体的に伺いますと、この雑誌によると、問題の箱根の紛争の路線の道路の敷地を見ますと、西武系が三〇％敷地を所有しておる。それから国有地が四四％の割合である。東急系が一五％、その他が九％、こ

ういうことになっておるそうです。それで、たとえば西武系の場合は国有地に次いで三〇％持つておりますが、これは敷地だけですから、そのほか建設の費用、維持管理の費用といったら、これに相当金額がプラスされますから、この割合でということとは私は言いませんが、しかしいずれにしろ、その自動車道に東急系も、顕著な寄与でなくとも、相当の寄与をしておりますね。こういう場合に――これはあとで運輸省に聞くのですが、最近限定免許の申請が出ており、法制局の解釈に従つて場合によっては限定免許してもよろしい、その限定免許にするという事は、西武系一社は乗合バスは通すが、他は通さないという、西武系に対する有利な限定免許をするという動きがあるように聞いておりますが、顕著だから、相当だからというよりなこと、一社を独占させて他を排他的に認めない、こういうようなことになりま

す、今度の法制局の解釈で、建設または維持管理にその乗合自動車事業者が顯著に寄与したかどうかというよりな基準で、限定免許をするかしないかをきめることは、これはどうも合理的な理由じゃない。合理的な理由というものはまた別にあるのじゃないか。この法制局の解釈で、建設に寄与したか寄与しないか、顯著に顕著でないかということだけで、独占を認めるか認めないかをきめるのはおかしいじゃないかと思つたのですが、どうですか。

○田中(武)委員 関連。ただいまの板川委員の質問に関連してお伺いたしたいと思つたのですが、先ほど法制局部長は、限定免許があれば特定の事業者の自動車を通さないことができる、こ

ういう答弁だったと思うのです。要は道路運送法第四十七条三項の自動車の範囲の限定の解釈だと思つたのです。この自動車の範囲の限定ということとは、ういうことなのか。自動車道路の公共性からかんがみまして、特定の人は通さないというようなことを含むのかどうか、そこに私は問題があると思つたのです。範囲の限定の解釈についてお伺いいたします。

○山内(一)政府委員 板川先生の御質問も、田中先生の関連も、結局同じ問題を御質問だと思つたのですが、それを御説明する前に、道路運送法では自動車道をどう考えているかという点でございますが、一方において専用自動車道という一つの自動車道の形態があるわけでございます。それは非常に排他的な形でもって一つある。それから一つ、一般自動車道という形であるわけですが、その専用自動車道という方は、非常に独占性の強い自動車道なわけなんです。もう一つの一般自動車道という方は、無限定であるのと限定があるのと、この二種類あるわけでございます。そこで限定免許をする場合、どういうふうに考えたら一番公共の福祉に適合するかと、一番大きな基本的な問題になると思つたのですが、私どもの頭にありますのは、たとえば具体的な例で、たしか和歌山県の白浜にずっと高い山がありまして、そこが専用自動車道になっておるといふふうに、私そこを实地に見ておりませんからよく知りませんが、そういうふうに聞いております。そこはどうして専用自動車道になっているかと申しますと、その専用自動車道を經營している会社が、もう一つ観光のバスを經

営する会社があるから、その専用自動車道を經營する会社は、もう一つ観光のバスを經

営ていまして、もしそれを一般自動車道に切りかえた場合には、ほかの観光バスもそこへ入ってくるという形になる。それがいやだというので、専用自動車道というものを維持したい。そのために、個々の自家用車なり、普通の個々のバス事業でないところの自動車もそこへ入ってこれない形になっておるわけです。そういたしますと、なるほどバス事業がそこへ入ってくるというのには、その専用自動車道の経営者にとつて非常に困ることになるかもしれないけれども——その専用自動車道を経営しているところの会社も、一般の個々の自動車は入ってもらっても実は差しつかえないんだけれども、それをそういふふうにするば、ほかのバスもそこへ入ってくるというふうな形になるので、その点が非常に困るのだという話を聞いたことはございますが、その場合に、その白浜なら白浜の山の専用自動車道をより公共的に使うためには、それを有限定の自動車道に切りかえることが、私どもは公共の福祉に今の状態でもより適合するんじゃないか、こういう頭があるわけなんです。そういう意味で、そういう自動車道の建設に非常に寄与したものとつて、それだけの自動車道を公共の福祉に適合させるように使わせるというその制度としては、有限定のものが考えられるというふうに思っています。

そこで田中先生のおっしゃるように、自動車の範囲が何かと言われる場合に、一つの議論としては、自動車の種類だけでも限定するんだという解釈はあるわけでございます。たとえば大型とか小型とかいう形でやる場合があると思うのですけれども、それ以外

に、やはり自動車道の建設に寄与するという観点でもって限定するということも、公共の福祉に適合するという意味では、そういう限定の仕方もあるんじゃないか、こう私どもは思うわけです。ですから、自動車の範囲を限定して行なうことができるということでは、自動車の種類だけでも、それだけに着目して限定することに、それは限られるんだという解釈は直ちに出不い、経営主体との関連においても限定があり得るんじゃないか、こういふふうに思うわけです。で、それが当該の箱根の場合に——私は実は実態そのものはよく知りませんが、それが限定になり得るものかどうかということは、法制局としては具体的には申し上げられませんが、そういう場合があるということでは、限定の免許の性格を考へておるといふ点で御答弁申し上げたいと思つておるわけです。

○田中(武)委員 法制局は、法律の解釈はどんぴしゃり言つてもらつたらいふんだ。つまり四十七条の第三項の限定というの、これは私は物理的性格だと思ふ。あなたの言われるように、主観的、経済的、社会的な面ではなく、この限定という言葉を物理的だと解釈している。すなわち何尺、何メートル幅以上のもの、あるいは何トン以上のものはいけない。これは道路の性質上等からくるものであつて、三項はそういう主観的な点に対する意味を持つていないと思ふ。なぜならば、法律の解釈は第一条、いわゆる目的によつてやらなくちゃならない。道路運送法の第一条には、読まなくてもおわかりのように、「適正な運営及び公正な競争を確保す

る」云々である。これは、いわゆる道路というものの公共性から考えなくちゃならぬと思ふ。この第一条の目的から四十七条三項を見た場合、そういう解釈になつて、私は経済的な競争者云々ということではなからうと思ふのです。その点の問題だと思ふのです。が、もう一度お伺ひいたします。

○山内(一)政府委員 限定免許をする際に一条の目的がつかつてくる、これは私も当然だと思ふのですが、一条の立場から見た場合に、公共の福祉に適合するという場合が、必ずしも自動車の物理的な形態、種類ということでもつてやるといふことにすぐはいかないと、私は思ひます。これは自動車道を作つた場合のそこへ投下した資本が、やはりある程度採算のとれるように考へてやらないと工合が悪いと思ふのですが、その場合に、バスをそこで自分が経営していくということによつて、その自動車道とバスを合わせた経営において、そこが採算がとれるという見通しがありますればこそ、自動車道の建設をよくし、あるいは維持管理をよくするといふ場面がどうしても残りますから、そういう面を着目いたしますと、そういう限定の仕方をするものが、やはり公共の福祉に適合する場合はあり得るといふふうに、私どもは思つております。

○板川委員 自動車道を建設して経営が成り立つか成り立たないかなんということは、これは法解釈じゃなくて、免許するときに運輸省が考へることです。経営能力があるかどうか、それは道路運送法の六条の何項かにあるでしょう。この四十七条の三項は「自動車道事業の免許は、通行する自

動車の範囲を限定して行なうことができる。」で、自動車の範囲ですね。法制局の解釈によると、自動車の範囲ではないですか。一社は認めて他は通さないというの、自動車業者の範囲を限定することに実質的になりませんか。この「自動車」を自動車を使う業者まで含むといふような気持で拡大解釈するといふのは、どうも事情に沿わないばかりでなくて、この三項の条文からいって、そういう解釈は私は成り立たないと思ふ。たとえばこの「自動車」の解釈というのは、一般自動車道を開設した目的に沿うかどうかというよりなことが合理的な理由になるのじゃないか。たとえばこれは観光地だ、観光、遊覧を主として通すために作つた道路だ、ところがそこを何かの関係で大型トラックや何かのジャンジャン通る、それは近くで料金が安いということもあるでしょう。どうなん利用して観光の目的、開設の目的に沿わない。道路公園のような地方開発というよりな自動車道じゃなくて、たとえば観光地の場合にトラックや何か入つてきて、その観光事業を自動車そこで行なう目的を果たせないというよりなときに、たとえばどこそここの会社はトラックはいけないとか、どこそここの一社のトラックだけは通つていいけれども、ほかは通さぬといふことではなくて、そういうよりな道路の開設目的に反するよりな自動車の場合は、それを限定して通さないといふことができる、そういう免許ができるのではないか、こう考へるべきが正しいのじゃないか。自動車道事業に寄与した濃度によつて限定の範囲をきめるというのはどうもお

かしいし、この条文からいつても通行する自動車の範囲ですよ。そうして第一条はただいま田中委員も言つたように、できるだけ競争を確保しろというのではないですか。道路運送法の第一条は御承知のように、「道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。」の前に「適正な運営及び公正な競争を確保するとともに、」こういつております。そういう意味で、適正な競争を確保してその公共の福祉に沿ふといふことなんですが、そういうような考え方からいふと、ある一社は自動車道の建設、維持管理に寄与したから通して、他は排除してよろしいという意味の限定と解するのはいかしのじゃないか。通行する自動車の範囲で、業者を区分しろといふのではないですか、その解釈はおかしいのじゃないですか。

○田中(武)委員 同じところでですから固めて申し上げます。四十七条は一般自動車道路についての問題でしょう。専用自動車道路ではないでしょう。それが一つ。それから道路運送法第一条でいう公正な競争の確保、これと同じ文句が独禁法第一条にあるが、この相違、及びあなたは今、そういうことに寄与した者だけを通す、これも公共の福祉から見て云々と言われたが、あなたの言われる公共の福祉とは、特定業者の利益だということですか。それが公共の福祉に合致するものかどうか。さらに限定と特定との違い、これだけお願いいたします。これは法律的なことを法制局、それから独禁法との解釈の問題については公取、それから実務行政的に四十七条三項をどう運用せられる

かについては根本部長に、それぞれ御答弁願います。

○山内(一)政府委員 私の申し上げるのは、特定の業者に独占的な利益を与えるために限定をするというのではなくて、そういうふうな限定をしないと自動車道ができないという意味で、限定する場合があり得るだろうというところを申し上げたわけですが。特に独占的利益を与えるために限定するというのは、私は限定の乱用というふうに思うのであります。ただ実情によつては、限定をしなければそこに自動車道ができないという場合もあり得るのではないかと、そういう解釈をしたのであります。

それから「自動車」の範囲は、法制局の解釈では人に限つてやるのではないかと、こういう最初の御質問があるわけですが、それは言葉の問題になりますけれども、やはり何某の自動車は通れる、それ以外の自動車は通れないというの、言葉だけの意味からは自動車の範囲に入ると思うのです。言葉だけをとり上げて申し上げるのははなはだ恐縮であります。それが結局において道路運送法の考え方の公共の福祉に適合することがあり得るといたしますれば、そういう限定も許される場合があるのではないかと、それも全部が全部しなればいかぬというふうに申し上げていくのではなくて、そういう場合も法文解釈として容認されてもしかるべきではないか、こういう意味で申し上げたつもりであります。

○坂根政府委員 本法に対する田中先生の御質問は、公正な競争が道路運送法と独禁法では違ふかということだろうと思ひますが、私は言葉の解釈から

いへば異なるわけではない、こう考えております。

○堀本説明員 四十七条の三項をめぐつて本来いろいろな意見があるわけですが、運輸省として結局限定免許ができればどうかということ、法制局にお伺いしました御回答が、先ほどお示しのようなことになつてゐるわけでございます。建設とか維持管理とかいうことがここに書いてございしますが、「寄与が顕著である場合等」と等という言葉もあるわけで、運輸省としましてはただいまの見解は、現在の段階におきましては合理的理由があるかどうかというところを、一つの免許の基準に考えるべきである、かように考えております。その合理的理由というものは、一部の人が見て合理的理由というのではなくて、世間のどなたがごらんになつても合理的理由があつて初めて免許の基準になるもの、かように考えております。従つてここに建設とか維持管理とかいう言葉が書いてございすけれども、これは一つの合理的理由の大きな要素ではございすますが、これだけが即合理的理由ではない、ここに「等」という言葉がございすので、運輸省としてはさういふ考えでおります。従つて合理的理由をどこに見出すかということ、ただいま運輸省としまして審議しておる段階でございす。

○田中(武)委員 堀本部長にもう一つだけ、合理的理由、けつこうな言葉だと思ふのですが、これの解釈に当たつては、道路という公益の強い公共性のものから申して、この公共の福祉といふものと合理性といふものは一致しなればいけないと思ふのですが、その点いかがですか。

○堀本説明員 全くお説の通りでございす。

○板川委員 堀本さんにお伺いするのですが、運輸省では、合理的理由があれば限定することができると四十七条三項にあるから、合理的理由がなくなつたらぬだろう、この合理的理由が第一の精神を受け継ぐ、これはわかりませんが、具体的にどうするかということがわからなくて、法制局に意見を求めたのじゃないですか。その結果法制局では、ごらんのような、なるほど合理的理由の一つとして、たとえばとてつて一例をあげておる。こういうことになつておつて、運輸省は今研究中といひますが、研究のものは法制局の意見回答、これが基礎になつてゐるのじゃないかと思ふから特に問題にしておるのです。

そこで法制局にお伺いしたいのですが、先ほどお話を伺つておると、これから自動車道を作る、たとえばバス会社や主として作る、建設費用もかかる、最初は採算がとれるかどうかかわからぬ、だからある程度自動車道建設に寄与するであろう会社に、優先的に認めて、それを保護する意味から他は認めないという限定も、これから考えてもいいじゃないか、法制局の考え方は主としてそういう思想だ、こういう意味のことをおっしゃられておるようですが、そういうことでよろいか。

○山内(一)政府委員 最初に建設のときがやはり何といつても一番大きな問題になるのですが、ただしいて申し上げれば、一度免許を受けた場合でも、一応そこに自動車道がある場合でも、さらに拡張するとか、自動車道の中身をよくするとかいう場合もあるように

思ひましたので、そういう場合も維持管理というよりな考え方を含めたわけですが、やはり建設をするというそのスタートが大もとだろうと思ふわけですが、法制局といたしましては、限定免許をせつせとやるのが公共の福祉に適合するかと考えているわけじゃないかと、そういうふうな限定をしないければ困る場合も運輸省としてはありではないか、運輸省と申しますか、法の解釈としては困る場合もあるじゃないかという意味で申し上げましたので、合理的理由があれば必ず限定をした方がよいというふうな一筋の筋合ひをいじやございせんけれども、釈明のために申し上げました、気持としてはいさういふような気持でおるわけでございます。

○板川委員 運輸省にお伺いしたいのですが、昨年の末に一般乗合自動車道を一社だけに限るといふ限定免許をしたのであります。これはどことどこを根拠に基づいて、昨年十二月二十九日ですか、やつたのですか、その間の事情をお伺いしたい。

○堀本説明員 ただいま限定免許を申請しておりますものが六つございす。八つあつたのでございすが、今お話しのようにその八つのうちの二つが、昨年の十二月末に限定免許になつております。一つは高知県交通の場合でございまして、高知市の桂浜における長さ六百メートルの道路でございす。それからもう一つは箱根の伊豆箱根鉄道が申請いたしましたもので、芦之湯から箱根まで六キロ五百にわたる路線でございす。高知県交通の方

は一度高松の陸運局長の方で問題になりました供用約款を認可いたしましたのでございすが、それを会社の方から取り下げて新しく限定免許の申請をやつた、こういういきさつになつております。それから伊豆箱根の方は、まだ供用を開始いたしてありませんでした。これから供用開始するという段階でございす。これは芦之湯から御承知の駒ガ岳の方へ入つて、ぐるりと回る路線でありまして、これは幹線道路にもなつておりませんし、駒ガ岳のロープ・ウェイを伊豆箱根の系統で経営しておられるとか、いろいろとその土地の事情もございまして、これから供用を開始されるというふうな状況でございす。その他箱根地区において問題になつております路線とは別の問題だ、かように考えて、切り離して限定免許をいたしたのでございす。

○板川委員 箱根の場合をちよつとお伺いしますが、特定某社を限定免許した基準というものは、この法制局の解釈に従つてよろいか。

○堀本説明員 さうでございす。

○板川委員 私はこういう問題のある点、何もさうあつて限定免許しなかつてもいいのじゃないか、こう考えておつたのです。たとえばその会社がそこに乗合自動車路線を申請しなかつても、御承知のように道路運送法第六條に免許基準として、運輸大臣は当該事業の開始が輸送需要に適切なものであるかどうかといふことで、これは適切でなければ許可しなかつてもいいのです。今それぞれバス業者が路線を張つていきますけれども、よその会社の路線に申請しない、それは輸送需要と見

一五

望んでおきます。それでこの問題についていろいろと法律的に疑問の点が、ことに法制局の解釈に対してあります。それがきょうは保留しておきます。

○中村委員長 次は、弁理士法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

前回に引き続き、質疑を続行いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 弁理士法の改正法につきまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。

まずその前にお伺いしておきたいことは、昨年三十一国会におきまして、特許関係の十法案ですか、改正になりました。そのうち手数料の値上げは四月に入ってから、多分実施になつておると思うのですが、その改正に伴う、当時問題になりました特許庁の内部の陣容の強化、そういうことについて受け入れ態勢ということは十分進んでおるか、及び改正の結果、あるいは料金値上げの結果等はどうか、いかに進んでおるか、時間があるから、ちょっと概況を説明していただきたい。

○井上政府委員 予算の点につきましては、前年度に比べまして約三割三分の歳出の増加ということに相なつたわけでございます。人員につきましても九十名の増員、こういうふうにして、人的、物的の特許行政の強化に、この際一歩前進することができたわけでございます。

○田中(武)委員 弁理士法の三条一号ですか、また弁理士法の三条二項、これによりまして、弁理士は当然に弁理士の事務ができる、こういうことになつております。同時に弁理士は同じく弁理士法と税理士法とによつて税理士の業務をできることになつておる。ところが、税理士法によりまして、弁理士が税理士の仕事をする場合に、所属弁理士会を経由して国税局長に通知をするということが税理士法の五十一條にあります。ところが、弁理士が弁理士の仕事をする場合に、何らの手続ということが規定してない。法律を変えれば当然仕事ができるんだから、それでいい、こういう解釈も成り立ちますが、それなら一方当然にできる税理士法の方には、今申しましたように、手続があります。弁理士法においても、弁理士が弁理士の仕事をする場合の何らかの手続等が必要ではなからうかと思ひますが、いかがですか。

○井上政府委員 弁理士法第三条第二項の規定によりまして、弁理士が当然に弁理士の事務を行なうことができるという事になつております。これは、ただいま御指摘の通りでございます。今日の事情としましては、弁理士としての登録を受けて弁理士業務をやつてゐる弁理士もございまして、また弁理士としての登録を受けてないで、当然に弁理士としての登録を受けてゐる、業務をやつてゐる弁理士もあるやうな実情でございます。弁理士と弁理士の業務の分野の調整につきましては、このほかにもいろいろ重要な問題があるわけでございますので、実は弁理士制度のあり方をどうするかという問題が根本的に他方ございまして、そういう弁理士制度のあり方、すなわち弁理士を専門的に分化していく方がいかどうか、試験制度は今日のままで

よいかどうかというような問題をも包含しまして、ただいま御指摘の弁理士と弁理士の業務の調整、特に弁理士の業務を行なう弁理士に對しましての通産大臣の監督関係をどうするかというやうな問題につきましては、今後なお関係方面あるいは学識経験者の人の意見も十分聞きまして、また外国の立法例等をも参考にして十分慎重に研究したい、かように考へておる次第でございます。今回の法律改正ではさしあつたて当面急を要する問題だけに限定しました次第でございます。

○田中(武)委員 私の申し上げてゐるのは、弁理士法第三条二項ですか、によつて「弁理士は、当然弁理士及び税理士の事務を行ふことができる。」ことになつておる。ところが税理士法の方には弁理士が税理士の業務を行なう場合には、所属弁理士会を経由して国税局長に通知をするという手続があるわけですか。今の御答弁によると、弁理士の仕事をする場合に、登録を受けてゐる者という言葉はどうかと思ひます。監督という言葉はどうかと思ひます。処、理上登録を受けてない人が弁理士の仕事をやる場合に、そこに何か支障が起くるのではないかと、従つて何らかの規定を当然弁理士法に設けるべきではなからうか、こういうことなんですか。

○井上政府委員 ただいまの御意見につきましては、われわれも同様にお考へておるやうなわけでございます。すなわち弁理士業務を行なう範囲内におきましては、弁理士について指導監督という関係から必要な規定を弁理士法中に設けたい、かように考へておるわけでございますが、この問題につきま

ては先ほど申しました他方大きないろいろ関連しました問題があるわけでございますので、そういう問題と同時に包括的に今後慎重に考へて参りたい、かように考へております。

○田中(武)委員 実は時間がないので簡単にやつてのけたいと思ひます。そういう点も考へておる、こういうことですか。私はこの際入れたらいいじゃないか、登録も受けなければならぬじゃないかというやうな意見ですが、それは考へておるということですか、それとしておきましょ。また私は試験制度について、いわゆる司法試験と弁理士試験、税理士試験等の必須科目の問題等についても、当然弁理士が弁理士及び税理士の仕事をすることであるならば、試験科目を考へる必要がある、検討する必要がある、この点も申し上げたいと思つておつたが、長官はさきに試験制度云々と言われたから、それも考へておるということならば深くは申しません。たとえ弁理士が法第九条の二ですか、によつて一部訴訟上の仕事ができることになつておる。そういうやうな関係を認めた場合に、弁理士にも訴訟法を覚えさせておく必要がある、また一方弁理士にも工業所有権の法について知識を持たす必要がある、こういうことを言いたかつたのですが、検討したい、こういう考へですから、おいておきましょ。

次に報酬ですが、弁理士の場合は報酬という言葉が使つてあります。それとしてそれを定める場合は弁理士会がその準則を連合会の承認を得て設けることになつておる。ところが弁理士法におきましてはいわゆる謝金、手数料という言葉が使つてあつて、これは通産大臣の認可を得て定めるということになつておる。この報酬という言葉と謝金、手数料という言葉はどんなに違ふのですか、及び弁理士、弁理士ともに同じやうな自由業であるならば、そういうきめ方も一定にする必要があると思ひますが、その点いかがですか。

○井上政府委員 謝金、手数料という言葉は、大体報酬と同様な意味であるというふうに、われわれは考へておるやうなわけでございます。

なお、弁理士の報酬につきましては、弁理士会の会則にその規定を設けることになつており、会則につきましては、通産大臣の認可を要するということでございますが、実は報酬の標準額は総会において定めるという会則を、通産大臣が認可しておるという実情でございますので、実質的には総会がこの報酬の標準額というものが、現在は自主的に定められていくという実情でございます。

○田中(武)委員 私は、時間の関係上問題点を申し上げて、きょうは終わりたいと思つていますが、仕事の高度とか複雑とかいふことの若干の差はあるとしても、大体同じやうな仕事のものとして、弁理士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士というやうなものがあると思ひます。それぞれの報酬あるいは手数料等のきめ方は、同じやうな基準といふべきか、手続に考へるべきではなからうか。この解釈を今総会で定めるということになつておるが、その会則は通産大臣の認可ということであるので、弁理士の場合には自主的に定められるが、弁理士の場合にはやはり通産大臣の認可と

いう事項の中に入るのではなからうかという解釈をしておいたのですが、その結果、弁護士、弁理士の間に違ひが出てくる。報酬という言葉と謝金、手数料は同じだ、こういうふうに言われたが、私は名前が違ふ限り、一方は謝金、手数料、一方は報酬とらたつておる点は、若干違ふ解釈が出てくると思う。

それから、もう一つ問題になつてくるのは、それでは弁護士が特許事務をやつた場合、逆に弁理士が訴訟事務を九条の二によつてやつた場合、その手数料あるいは報酬は、弁理士の方の基準によるのか、あるいは弁護士がやつたときにも弁理士の方の基準によるのか、そういう点は今どうなつていますか。

○井上政府委員 弁理士の報酬という問題について、そしてまたその名称、きめ方につきましては、御意見の通り、弁理士、税理士、あるいは公認会計士というような同種の業務等との関係をも十分考慮しまして、今後全面改正の場合に慎重に考えて参りたいと思つておられます。

それから、なお、ただいま弁理士法九条の二で、訴訟代理人としてやつた場合のその弁理士の報酬につきまして、これはやはり弁理士会の会則で定められた報酬額によつてゐる、かように考へておられます。

○田中(武)委員 弁理士が特許事務をやつた場合は……。

○井上政府委員 現在としましては、弁理士としてやつた場合は、やはり同様に弁理士の報酬の標準額によつてゐるというやうな実情でございます。

○田中(武)委員 それは弁理士と弁理士という資格の上に立つての相違、だから、同じことをやつても報酬、手数料、謝金が変わり、こういう考え方も出てくるが、一方、同じ仕事を弁理士、弁理士がやるわけですか。ところが、結果的には報酬、謝金は、一方は弁理士会の会則によつて取るといふ違ひが出てくるわけですか。そういう点についても検討の必要があるうと思つておられますが、どうでしょうか。

○井上政府委員 両者の調整という問題は、われわれとしましては十分な関心を持つて検討して参りたいと思つておられます。

○田中(武)委員 私は質問ではなしに、問題点をあげるというだけで早く済ましたいと思つていますが、井上長官はだいいふ助かつたと思つておられます。

次にお伺ひしたいのは、弁理士が、法律で言うなら謝金、手数料を不当に請求するといふ事態、そういうことについて長官は御存じか。たとえば、特許は一つの工程のうちの一部分なんです。これに対して特許をとる。だから、一件で済むのを数件に分けて申請をして、数件の手数料を取るといふ事態もあるやうです。こういう点につきましてはどのような指導をしておられますか。あるいはそういう事実についてはどうですか。

○井上政府委員 工業所有権の新法の施行に、すでに入つたわけでありまして、旧法時代におきましては、一発明一出願主義というわけでは、一件の中に数個の発明を包含しているといふやうな場合に、その発明ごとに出版書類を作るといふことが非常に多かつたわけ

でございます。そういった関係上、ただいま御指摘のように、依頼人の意向とは食い違ひまして、数個の出版書類として出さざるを得ないといふやうな事態もあつたかと存じますが、新法の実施に入つた後にはそういう問題は、もうないといふことにならうかと存じます。なお、次の問題として、出版の内容としまして特許請求範囲といふ問題がございますが、大きく請求範囲を記載しますと、既存の事実と抵触する危険が多いですから、そういう関係から、なるべく特許請求範囲を限定して狭く書いた方が特許になる可能性が大い。そういうわけで、A・Bといふやうな違つたアイデアが二つ入つておるやうな事実について、発明について、弁理士がそういう場合の扱い方の問題として、AとBとを区分して、しかも、その請求範囲を明確に限定した方が特許になると考えた場合には、やはり本人と協議の上あるいは本人の希望によつて、これを分割するといふやうな場合もあるかと存じます。が、次の問題として、御指摘のように、弁理士が本人の意向、希望といふやうなものとは無関係に、必要以上にそれを分割して出版手続をするといふやうなこともないではないと存じます。まあそういうやうなケースにつきましては、やはり弁理士会の自主的な規律の保持といふことが、品位の向上の問題でございます。もちろん、通産大臣、特許庁の長官としまして、一般的に弁理士会に対する監督、指導といふことにも十分万全を期して参りたいと思つていますが、そういうやうな具体的ケースにつきましては、弁理士会

としましての自主的な規律といふことで十分防止して参りたいと考えております。

○田中(武)委員 おつしやるように、旧法時代において法律上、手続上分ける必要があつた場合もあるかと思ひますが、それを悪用したしまして、依頼者の意に反して数個に分ける、そして数件分の手数料を請求したといふ事実は幾らもあります。こういう問題につきまして、特許庁といたしましては十分調べていただきたい。新法によればそういうおそれがないといふのですが、そういう手続料、謝金の問題で不当な請求をしている事実がいろいろあります。きよらは申し上げませんが、ないといふのならば事実を示してあなたに迫る必要があると思いますが、きよらはその程度にしておきます。

次に、弁理士の報酬の場合、勝訴の場合は訴訟金額の幾ら、敗訴の場合は訴訟金額の幾らというように、勝訴と敗訴によつて報酬が違つておられます。同じように、弁理士の謝金、手数料においても、まず謝金のことだと思つておられますが、特許が認められた場合とそうでなかつた場合とによつて異なつた謝金の制度があるのですか。どうですか。

○井上政府委員 現在の実際の運用の方法としましては、手数料を最初にとつて、権利になつた後には謝金として別にまたこれを要求するといふ運用の実情でございます。

○田中(武)委員 弁理士の場合は、訴訟係属中における弁理士の理論展開、あるいは訴訟技術というやうな問題が勝訴に導くといふ要因をなしておるわけですから、勝訴の場合はそれに

当たるべき多くの報酬を取る。敗訴の場合はそれを取らない。これは一応わかる。だが弁理士の場合は、書類を整えて出せば、それから先は全部あなたの方においてやられるのでしよう。その弁理士のテクニクが権利を認める認めないの上において大きな差異があります。もしあるとすれば、そこは問題になる。ないのが当然だと思ひます。それならば、権利が認められたときには、認められぬときには、どういふやうな置き方は、私は疑問があると思つていますが、いかがですか。

○井上政府委員 弁理士業務と弁理士業務という問題につきまして、ただいま御指摘のように、その性質、性格が違ふといふ点につきましては、私も同感でございます。が、この問題につきまして、実は特許庁と弁理士会当局といふ議論をしたこともあつた次第でございます。大體考へておましては、われわれとしましては、こういうふう

に考へてゐるわけでございます。すなわち、一応二段階に分ける形にはなつておりますけれども、実質的には、弁理士の場合には、出版を扱ふといふ最初のときに、一括して本来ちやうだいすべき手数料である。しかしながら、特許出版等の場合に、拒絶になりましてあるいは取り下げになつて、結局終局的にはそれが権利にならないといふ場合には、あまりにも出版人に対する負担が大き過ぎる、そういう意味から、イニシャル・コストと申します

か、当初の出願時におきましての出願人の経済的な負担を、できるだけ軽減したいといふ意味で、さしたつて内金と申しますと語弊がございますが、

そういうような意味合いで、最初部分的にもらって、そして権利になった場合に、これに追加してもらおうと申しますか、ですから、観念として、本来一括して要求すべき手数料を、そういう出願人の経済的な負担というのを考慮して、一応二段階に分けていく、こういうふうにならねばは考えているわけでございます。

しかしながら、また他方別の問題として、弁理士を介して出願をやった方が、請求範囲の記載の方法、仕方、あるいは審査の途中での訂正、補充の加え方、そういうような点で、一般人が出願します場合に比べて、弁理士を通した方が、従来の長年の知識、経験の利用によって、特許になる可能性が大きい、成功率が高いということ、は、実際問題として言い得る点であらうかと存じます。

○田中(武)委員 その名の通り、弁理士を通した方が便利であるということ、は言える。しかし、弁理士のテクニックによって特許がきまるとかきまらぬとかいうようなことがあるとすれば、それは重大な問題だと思ふのです。もちろん訂正その他がスムーズに行なわれるという点においては認めます。しかしそれは期日の問題であつて、そのこと自体が権利の設定に対して左右するといふようなことであるなら、私は特許庁自体の業務を疑ふ。従つて、こういう謝金の取り方は誤りであると私は思つています。これは手数料、謝金と分けてゐるのは、そういう意味だと思ふのですが、むしろ弁理士の仕事は、手数料が重点だと思ふのです。やる仕事は、それは若干の高度の違いはあると思いますが、司法書士的な書類

を書いて出願するといふ、この範囲だと思ふのです。弁理士のように、理論展開をやるとか、あるいは訴訟技術によつて云々するといふような性格のものでないと思ふます。この点は検討する必要がありますと思ふますが、いかがですか。

○井上政府委員 先刻申しましたように、また御意見のように、本来特許の場合には、出願時においてそれが新規の発明であるという場合には、客観的にそこに特許性といふものが、特許になるべき運命がもたらされてゐるというものが申せようかと存じます。そういう点で、弁理士の扱う業務と弁理士の場合とは、全然性格が違ふという点、は全く御意見の通りでございます。しかしながら、実際問題として、同じアイデアにつきましても、その範囲をどう独占権としましての特許権の請求の範囲として書くか、きめて出すかといふところは、これはやはりテクニクの問題でございます。その請求範囲が大き過ぎますと、これはいわゆる既存の技術に抵触して、新規性がないといふことで、権利にはならない、また小さく書き過ぎますと、これは権利にはなつても、その権利の内容が小さいといふことになるわけでございます。結局弁理士としましては、大き過ぎず、また同時に小さきに失せずと申しますか、そういうふうな適確にその発明内容を具体的に出願書類に記載していくといふところは、やはり弁理士の業務の本来の中心であらうかと思ふわけでございます。そういう点から、実際に弁理士を通した方が成功率が大きいといふことは、繰り返して申す通りでございますが、先ほど申し

ましたように、いわゆる出願時においてその発明が新規性を持つてゐるという場合には、客観的にそれは特許になるという運命は、もうきまつてゐるわけでございます。

○田中(武)委員 弁理士の手数料、謝金についての規定を資料として出して下さい。これは全国一本でしよ。

○井上政府委員 全国一本でございます。提出いたします。

○田中(武)委員 それではそれを一つ出して下さい。

なお、先ほど来言つておりますように、弁理士の謝金の請求の方法及び弁理士と弁理士との業務の限界並びに弁理士が弁理士の仕事をした場合、先ほど申したような点、あるいは今私が申しておるところのこの謝金のきめ方等については、疑問を残します。

そこで、必要であるならば、日本弁理士会連合会長と弁理士会会長を参考人に呼んで、いろいろそういう点をたしだしたいと思つておられますが、これはあとのことにして、この改正について、そういうことをしておくらうと思つておられませんから、その点の一つの研究課題として残しておきましよう。そして改正の内容に入りたいと思ふます。

今度の改正の第一点は、いわゆる弁理士資格の特例の点でございますが、今までの高等官が二年というものが、いわゆる高等官はなくなつたから、審査官七年といふことになつたといふ改正ですが、この七年というきめ方、これにはいろいろとききさつがあつたやうに聞いております。妥協の結果であつたとも聞いておりますが、法を制定する場合に、弁理士会が反対だつたから

こうだのといふようなことで、三年が五年になつたり、五年が七年になつたりするようないふことは許されなかつた。この法の改正にあつたのは、改正前と改正後、すなわち戦前と今日の公務員における制度、これとにらみ合せて、戦前戦後において損をしないといふべきか、比較をした場合に大きな差があつてはならないと思ふます。

そこで、かりに大学を卒業し、戦前におきましてそれが高等官になり、二年たつて特例による弁理士になり得る資格を得る期間と、今度の改正によつて、大学を出てそして審査官になり、七年を経て特例の資格を得る期間との間においては、どうしても数年の差ができてゐるやうに私は思ふます。そこで、戦前戦後の比較並びにたとへば弁理士法におきましても、その五條二号によりまして特例が設けてあります。しかしそれは五年といふことになつております。そういう弁理士法及び弁理士法との関連等について、この七年といふものにつつましてはどのようにお考えになりますか。

○井上政府委員 現行法では、高等官に在職して二年審査、審判の事務に従事するといふことになつておるわけでありま。従来高等官になるに要する期間は、その時代、時代によつていろいろ変遷があつたかと存じますが、大体三年ないし五年といふふうな考へてよいかと思ふます。そうしますと、結局弁理士になり得る期間は五年、六年、七年といふ期間にならうかと思ふます。今回の法律改正案としましては、われわれは七年を考へたわけでございます。これも普通の大学卒業の場合、修士の場合は違ひますけれども、

大体四年ないし五年と考へてゐるわけでございます。そうしますと十一年ないし十二年といふわけで、従来よりこの弁理士になり得る資格獲得に要する期間はだいぶ延びてゐるわけでございます。しかしながら他方におきまして、実は一般社会情勢といふものもだんだん変わつて参りましたし、またこういうふうな資格の特例といふ問題も、一般的にいふとすれば、だんだん特例が圧縮されておるといふのが一般の傾向でございます。先ほど御指摘のやうに、この案を立案しました当時、実は特許庁としましては、審査官、審判官として五年といふことで案を作つたわけでございますが、弁理士会方面ではこれに對しまして、当初そういう資格の特例を続けること自体について反対の意見があつたわけでありま。いろいろな協議を続けた結果、結局弁理士会方面としましては十年ならばよいといふ結論になりまして、特許庁は五年、弁理士会は十年という意見対立の状態がしばらく続いた次第でございます。われわれとしましては、国会になるべくすみやかに提案したいといふことも考へ、また同時にこれは弁理士に關する法律案でございますので、弁理士会の意向をむけに無視することはできなかつた次第でございます。その結果といたしまして、われわれはその妥協と申しますか、中間をとつて七年と考へたわけでございますが、特許庁審査官、審判官の実際上の業務の経験、特に最近弁理士業務といふものが、技術的にもだんだんむずかしくなつて参りまして、そういうような技術の高度化、複雑化に應じまして、弁理士業務が実質的に困難性を加

えてきつたあるという実情を考慮すると、七年というところで決して長過ぎることはない、こういうふうなわれわれとしては考へておる次第でございます。

○田中(武)委員 弁護士の特例との関連はどうですか。

○井上政府委員 弁護士につきましては五年、これは弁護士法第五条にたしかに規定がございますが、われわれとしては、先ほど申しましたように、特許庁関係者の立場、特許庁審査官、審判官の利益という面のみからいいますれば、なるべく短かい方がいいという理由で、私たちは一応五年ということをご当考したわけでございますけれども、先ほど申しましたように、弁護士会方面の意向もある程度尊重することが、実際上必要であつたわけでございます。そういう点からやむを得ずと申しますか、妥協としまして、七年というところで法案を作成した次第であります。

○田中(武)委員 戦前と戦後において、戦前では大体大学を出て特例による資格修得には五年ないし七年であつた。この改正せられようとする制度でいくならば一年以上かかる。こういうことについては長官自身もお認めになつておられる。もちろん法改正にあたりましては、非公式にそれに関係を持つ団体の意見を聞く、すなわちこの際では弁護士会等の意見を聞くことは、ことに民主主義という上においては必要でしようが、しかしそれに左右せられてはならないと思ふのである。もちろん現在すでに資格を持つておる者は、あとから資格者が出てくることを、なるべく押えようとするのは人情

の当然の結果です。長くというのは当然でしよう。そういう同業者が出てきて、自分たちの仕事の量が減るおそれのあることはなるべく防ごうとするのが当然です。その意見では十年だつたので、だからまん中をとつたというよりなことで法の改正をせられるならば、そこに行政的な指導といひますか、理念の確立といひことがないと思ふのです。あなた自身が最初五年と考へておつたならば五年が正しい。なぜその信念に従つてやれなかつたのか。五年と考へておつたが、弁護士会が最初はこの規定を設けること自体に反対した。それがよりやく下がつて十年といわれ、それでよりやく七年といふことであるならば、政府提出法案が外部団体によつて左右せられておるといふ結果になります。そういう点についてはどうでしよう。

○井上政府委員 繰り返して申しますように、これは弁護士に関する法律案でございますので、われわれといたしましては、弁護士会の意向というものを、ある程度尊重することが当然必要である、かように考へたわけでござい

ます。また審査官、審判官の利益という点から申しますれば、われわれとしては五年を希望してゐたわけでござい

ます。しかし結果的にはこういうふうな七年といふことに落ちついた次第でございます。この七年といふことの理由づけといひましては、先ほど申し上げて、先ほども申し上げたように、やはり考へてみますれば、今日の技術の進歩の実情等から考へまして、弁護士業務といふものが内容的に実質的に相当なうすかしくなつてきておる。そういう場合に、他方弁護士試験という国家試験があ

る。その弁護士試験を要せずして、特許庁の職員が当然弁護士になり得るといふ制度を設けます以上は、これはどこへ出してもしつぱである、恥づかしいくない十分な知識経験を持つた、実力を持った弁護士を考へ、予定することが必要でございます。そういう点からわれわれとしましては、結局現在提出しました法律案の七年の理由づけといひましては、七年といふところは、特許庁の行政実務の修得の時間として

は、りつぱな弁護士になり得るといふ観点から申しましてむしろ適當である、こういうふうな考へ方に立つてゐるわけでござい

ます。先ほど申しました従来の考へ方の経過と、同時に現在の法案の七年といふことにしました理由づけは、さように考へてゐるようなわけでござい

ますので、御了承願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 優秀な弁護士を作るためには長い方がいい、そういう点はいえと思ふ。しかしこの制度をずっと見てきた場合、昔は大学を卒業して一定の科目をとつておれば当然資格があつた。それがだんだんと変わつてきて、今日の改正では戦前よりか数年長

かといふことについては大きな疑問がある。しかもこの疑問は外部からの圧力に屈した結果である、こゝにいわざるを得ないと思ふ。こゝであなたに幾ら言つても、この点についてはあなたは今のような答を繰り返すだらうしいたしますから、これ以上追及はいたしません。そういう感じを深くしておるといふこと、他の法令との関連上七年がいいのかどうかといふことは、委員長に申しておきますが、あらためて委員会において検討したい、こゝ思つてお

次、に、弁護士を五年すれば税理士の仕事ができる、そこで一方税理士が取り消されたときには弁護士もやめる、

○井上政府委員 第五條に、弁護士の欠格事由として、従来弁護士として

○田中(武)委員 欠格事由が続くというのは、結局弁護士の仕事ができないと弁護士はやめなければいけないというところになりますか。弁護士の登録は取り消されますか。欠格条件というのは、三年たたなければ弁護士になれないということなんですか。

○井上政府委員 だから、弁護士法第六條には、そういう状態に入つた場合には、弁護士となる資格を有しないというところになつてゐるわけでございます。

○田中(武)委員 六条三号から、弁護士の登録を取り消されたならば、弁護士の方の登録も当然取り消される、こういう解釈も出てきますね。

○井上政府委員 今第六條について申しましたが、これは同じ弁護士法の第十七條第一号に該当するわけでありまして、そこに、弁護士が第六條第三号に該当する場合は……。

○田中(武)委員 わかりました。

それからもう一つ、弁護士に対しては、弁護士法の第五十八條ですか、何人も、弁護士会に対して、懲戒といひますか、これが申し立てられるようになってゐますね。それから税理士法の四十七條にも、何人もというところで、不正をやつた場合に国税庁長官へ申告権があります。ところが弁護士法には、そういうことによる第三者の申告権がどうもなさそうだと思うのですが、その点はどうですか。ただ懲戒のときには通産大臣が行なうということとで、それに対するそれぞれの取り消しとか処分とかいうことについての取り消し権者はきまつておつて、それによつて、先ほども言つたように、弁護士法も税理士法も、何人といふとも申告

できるという申告権があるわけですね。ところが弁護士の場合はないのですか、そうすると、そのことについては通産大臣に専属というか、大臣だけの考えでやる。第三者がやるのができない。——どこか申告権がありますか。

○井上政府委員 弁護士法十七條の規定によりまして通産大臣が懲戒することについては、通産大臣が公益の代表としてこれを懲戒するということでございますから、法文上、何人といふことも、その懲戒について申告することを得という規定はございませぬけれども、通産大臣に対する通告によりまして、通産大臣の方で職権をもつて、そういう懲戒について検討をすることができわけでございます。

○田中(武)委員 いや、それは、たとえば税理士における国税庁長官の場合と同じなんだ。その場合は、何人といふことも国税庁長官に対して申告できるという規定があるのですよ。税理士法の四十七條です。それから弁護士法の五十八條にも、そういうた弁護士会といふものに対する申告権があるのです。弁護士法にはないのです。

○井上政府委員 現行法の規定は、先ほども申しましたように、第十七條において、通産大臣は公益の代表として、これが必要かつ十分であると考へたものと、われわれは存じますけれども、ただいま御指摘のように弁護士法には五十八條等の規定もあるわけでございますので、弁護士法の今後の改正の問題として、その点については十分検討してみたいと思ひます。

○田中(武)委員 先ほど来申し上げてゐるように、弁護士法、税理士法、税理士法、その他同じような性格の自由業といひますか、これに対する法律の間に、いろいろと一致しないところか、歩調の合わない点が出てきておる。この点は長官自体もお認めになつておつたからこそ、今回はさしたりの点を改正して、根本的な改正をやりたいというところは提案理由にも述べられておる。従つて、そういうことはなされると思ひますが、それでは何年ぐらいの間に根本的な改正をやらうとしておられるのか。やるにあつては審議会でも作るのか。その改正案の結論を出すための手続は、どのようなものかを考へておられるのか、あるいはどのような機関でこれを検討するのか、あるいはどういふような機関の意見を聞くかと考へておられるのか、お伺ひしておきます。

○井上政府委員 御指摘のように、弁護士法は非常に古い法律でございまして、弁護士法、公認会計士法、税理士法等、同種の法律は、最近数年間に非常に近代化されたわけでございます。そういうふうな現在の弁護士法は形式も内容ともに非常に古くなつておりますので、全面改正はどうしても必要であると存じます。ただ問題としましては、先ほど詳しく言ひましたように、弁護士制度のあり方その他につきまして、いろいろ関連しました数多くの問題がございしますので、われわれの意見も聞き、外国の法制等も参考にしまして、十分時間を費して慎重に検討したいと考へておりますが、その時期、方法等につきましては、私個人としての目安はございすけれども、

ちよつと現在その点につきまして申し上げる段階ではまだないと存じます。

○田中(武)委員 いや、私の申し上げてゐるのは、数年であるのか、次期国会等を考へておられるのか、そういう範圍なんです。もしそれが数年というよりなことであるなら、この際疑問になる点は、われわれが修正という格好でも入れておかなければならぬし、すぐに根本的に改正してやらうという運びになつておるならば、それはそれにまかしてもいい、こういうことですか、その期間はどの程度に考へておられますか。

○井上政府委員 事柄の性質上、これは私個人の考へとしましては、やはり弁護士制度改正調査審議会とでも言ひべき審議会を設けた方がよいと考へております。それで審議会の審議の期間を、こゝであらかじめ予定するということは適當でないと存じますが、私どもの希望としましては、事柄はなかなか重要でございしますが、なるべくすみやかに、しかし同時に慎重に審議会としましての審議を進めて、その結論に応じて法律をなるべくすみやかな機会に提出したい、これが私の希望でございます。

○田中(武)委員 一時から実は両院議員総会で出席をとることになつておるので、きよりはこの程度でお願いいたします。

○中村委員長 本日は、この程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたしませう。

午後一時十三分散会

商工委員会議録第二十六号中正誤
ハシ 段 行 誤 正
三五 六 井政府委員 樋詰政府委員

昭和三十五年四月十六日印刷

昭和三十五年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局